

「e-Japan 重点計画-2003」（案）に対する意見及びそれらについての考え方

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
I. 基本的な方針			
	・全体的な意見	(意見1) (1)IT 利活用によって効果を得るために、地方公共団体との連携のアクションプランの明示をすべき。(日本電気(株))	・IT の利活用を推進するためには、地方公共団体との連携は重要である。このため、例えば行政の情報化については、本重点計画において、国・地方を通ずる行政情報化の統一的・一体的な推進に機動的に取り組むための協議の場を設置するとともに、電子自治体構築に向けた多くの支援策を盛り込んでいる。
		(意見2) (1)e-Japan 戦略の施策推進状況の積極的な開示が必要であり、動向把握を確認できるサイトの設置をお願いしたい。(日本電気(株))	・施策の推進状況については、フォローアップを定期的に行い、IT 戦略本部に報告するとともに、官邸 (IT 戦略本部) のホームページで公表している。
		(意見3) (1)e-Japan 重点計画 2003 および e-Japan 戦略そのものを確実に推進していくために、ネットワークを安定的に運用するための施策も推進すべき。(日本ユニシス(株))	・重点計画 I. 2. 及び III. 1. (1) にも述べているとおり、ネットワークの高速化・多様化・高度化と並んで高信頼化は非常に重要な基盤と位置づけており、今後とも推進していく。
	・官民の役割分担について	(意見1) (1)日本の IT 製品のグローバル展開に向けた国家戦略の必要性について追記すべき ((社)電子情報技術産業協会総合政策委員会)	・日本の製品のグローバル展開については、我が国が強みを持つ情報家電の研究開発、IT 関連技術の国際標準化活動などが、本重点計画の施策として盛り込まれているところ。御指摘の趣旨については、本計画に内包しているものと考ええる。
		(意見2) (1)政府の役割について、次の一項を追加すべき ・ネットワーク活用による国際商取引上の障壁となる各国間条約の是正交渉や企業の進出先国の条項是正交渉 ((社)電子情報技術産業協会総合政策委員会)	・外交は、「民が主に官が支援する」という e-Japan 戦略 II の思想から導き出される 5 つの政府の役割以前の国家の基本的機能であるが、I. 2. に示したとおり、「IT を軸とした包括的な協調関係を構築する」こととしている。
		(意見3) インフラ整備において、民間事業者が経済性の追求を最優先に行くと必然的に都心部に資源が集中し、デジタル・ディバイドは一層格差が拡大する方向に向かうことから、国の積極的な支援に大いに期待する。今後、ハード面の整備の	・政府の役割として、格差是正を挙げるとともに、予算の重点的・効率的な配分及び執行に留意しつつ必要な措置を検討し、積極的に対応していくこととしている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		みならず、ソフト面、システム・ネットワークの運用維持と言ったランニング面への予算配分もご検討いただきたい。(J S A T(株))	
	・民間との経済活動との関係について	(意見1) (1)IT重点計画の推進にあたり、政府の役割の範囲を明示し、民間事業者の妨げとならないことを求める。 (特許情報オンラインサービス協会)	・「I. 3 (3) 官民の役割分担」で「民を主役に官が支援する」とされており、ご意見に留意しつつ、施策を推進してまいりたい
	・評価に関する専門調査会の運営について	(意見1) (1)評価を担当する専門調査会の設置について、2003 年度中に設置とあるが、できるだけ早い時期(秋にでも)設置すべき((社)電子情報技術産業協会総合政策委員会)	・評価に関する専門調査会の早期の設置については、第19回IT戦略本部における審議も踏まえ、以下のとおり修文。 「民間有識者等から構成される専門調査会を、IT戦略本部の下に2003 年早期に設置する。」
		(意見2) (1)各種方策の実施状況の評価を的確なものとするためには中立性・透明性の担保が不可欠。行政だけでなく、民間有識者等が参画することは極めて有効。(日本テレコム(株))	・評価に関する専門調査会の中立性、透明性を担保するため、評価機関の人選を適切に行ってまいりたい。また、透明性確保のためには、専門調査会の審議の公開については、基本的に、評価に関する専門調査会がどのように判断するかという事柄であるが、ご指摘の点が考慮されるようにしてまいりたい。
		(意見3) (1)重要なのは評価機関の審議の公開。評価結果については、随時公表する」としているが、それだけでは不十分であり、その過程を公開していただきたい。	
	・評価機関の基本姿勢について	(意見1) (1)評価機関は、大きな政策の舵取りにつながる議論をしていただくことを期待。例えば、総合規制改革会議の答申や3ヶ年計画では放送が何故か除かれています。IT本部も、一昨年の12月から翌年の3月まで議論された規制改革内容は、そのままになっているのではないのでしょうか。国の	・評価に関する専門調査会の目的は、新戦略に関する政府の取り組み状況を事後評価し、他国との比較や新施策の提案を行う等により、IT 戦略本部に対して民間の立場から貢献することである。ご指摘が考慮されるようにしてまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		政策の本流を評価すべき。日本の国民には分かりにくく、政治的にも行政的にもハードルが高いが、改革すれば本当に意味のある、本流の 이슈の評価と新施策の提案を、評価機関に期待する。 (意見2) (1) 評価機関は、個別施策ごとの技術的な評価より、全体を俯瞰した構造改革、規制改革的なもの、あるいは制度設計の評価をするべき。内閣官房はその個別施策の評価の作業にどっぷりつかると必要はないと真摯に思うので、優先付け、事後評価を行う際に、検討して頂きたい。	
	・評価指標について	(意見1) (1) 重点計画での諸施策に関して、目的・効果/予算を明示し、施策実行後国民にとって何が変わるのか明らかにすることで、事後評価を行うための指標とすべき。(日本電気(株)) (意見2) (1) ITの普及にあたっては、規制改革が重要な項目の一つと考える。規制改革の実施状況も専門調査会の指標の一つと定義し、積極的にフォローすべき。(例：規制内容と所管官庁名のリスト作成及び結果公表など) ((社)電子情報技術産業協会総合政策委員会) (意見3) (1) 利用者満足度の向上は今後の施策や行政サービスに不可欠であり、定点的なアンケート調査等により利用者満足度の把握を行い、施策にフィードバックすべき (マイクロソフト(株))	・評価指標については、評価に関する専門調査会において検討がされることとなるが、その際に、ご指摘の点が考慮され、適切な評価がなされるようにしてまいりたい。また、利用者満足度については、関係府省において適用を検討している施策もあり、今後、上記専門調査会でも評価指標の一つとして検討していくこととなると考える。なお、規制改革の実施状況については、その成果をこれまでの重点計画において示してきている。 以上を踏まえ、3. ②において、以下のとおり修文する。 評価に当たっては、後述「(6) IT 戦略本部の役割と主導体制の確立」の専門調査会において、資産活用効率、費用対効果、利用者満足度等の計測可能で適切な指標や基準を検討し、適切な評価を行う。」

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・個別分野の評価について	(意見1) (1)世界で通用する IT ベンチャーの創出を真剣に考えていただきたい。官公需法では分野の区別なく40%以上の受注目標を定めているが、ITなどの区分での目標率を公表すると世の中が変わると考える。その実績の点検を、IT本部の評価機関で検討すべき。 (意見2) (1)国の調達での中小企業・ベンチャー枠の拡大については、結果が重要であるので、評価機関で評価すべき。 (意見3) (1)教員規制の撤廃や丸合問題の改善を含めて、IT分野を含めた専門大学院全体を、評価機関で扱っていただきたい。 (意見4) (1)公務員のテレワークについては、「新戦略の対する意見への考え方」で海外の事例も参考にしているものであるから、他国と比較して評価するという評価機関の目的に合致。政府の取組を評価機関へ報告して、評価してもらうべき。	評価対象をどのようにするかは、基本的に、評価に関する専門調査会の判断の事柄であるが、ご指摘の点については、同専門調査会で考慮されるようにしてまいりたい。
	・IT戦略本部と関係会議・本部等と連携について	(意見1) (1)「テレワークに資する労働関連法制度の見直し」につき、IT本部と総合規制改革会議と連携した改革を望む。	・e-Japan 重点計画-2003 案において述べているとおり、総合規制改革会議の他、経済財政諮問会議等関係する会議・本部等とも緊密な連携をとり、その効果を最大化するように努めてまいりたい。
	・事後規制強化原則について	(意見1) (1)事前規制を緩和させないまま事後規制を強化することは全般的な規制強化につながるのので、事後規制原則の強化については、事前規制の緩和についても併せて検討すべき。他方、市	・IT戦略本部においては、「e-Japan 戦略」の「事前規制を透明なルールに基づく事後チェック型行政に改める」という方針の下、これまで事前規制の緩和に取り組んできたところであり、現在においても、この基本姿勢は変わっていない。 また、市場支配的な事業者に対して所要の事前規制を課すことが

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		場支配的な事業者に対して事前規制を課すことにより新規事業者の参入が促進されることもあるため、市場の特性に見合った規制手法を採るべき。(日本テレコム(株))	必要になる場合もあると考えられることから、e-Japan 重点計画-2003 案においても「公正競争ルールを整備する」旨を明記しているところである。
	・IT 戦略本部の役割と主導体制の確立について(その他のコメント)	(意見1) (1) 予算の複数年度化に関しては、国庫債務負担行為や繰越制度が設けられているものの、予め国会の議決が必要であるなど、柔軟性、機動性に欠ける面がある。各省庁が複数年度にわたる予算を弾力的、かつ速やかに組むことができる仕組みを検討・実施頂き、是非 IT 分野における先導的導入をすべき。((社)電子情報技術産業協会総合政策委員会) (意見2) (1) IT 戦略の目的に我が国産業の国際競争力の強化が謳われたが、競争力を左右する上で諸外国との法人税率、減価償却に係る制度の差は大きな要因となっている。IT 戦略本部でも是非これらの問題を取り上げ、早急なる改善に向けて取り組むべき。((社)電子情報技術産業協会総合政策委員会)	・予算の複数年度化については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」において、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行うとしており、また、複数年度にわたるモデル事業について言及している。電子政府関連施策など IT 関連施策において、モデル事業が導入されるよう適切に対応してまいりたい。 ・ご指摘の点は、IT 関連産業のみに関係する問題ではないと考えられるが、我が国産業の国際競争力の向上については、幅広い観点から検討していくべき問題である
	・パブリック・コメントについて	(意見1) (1) パブリック・コメントに関しては、内容をよく分析し、後日でも構わないのでその分析結果の公表、及び計画への反映を、担当府省を明示して行うべき。 (日本電気(株)) (意見2) (1) パブリック・コメントに提出された意見が真剣に考慮され、施行される最終的な施策や計画に反映されることを IT 戦略本部が確保することを強く要請する。(米国大使館)	・e-Japan 重点計画-2003 (案) に寄せられたパブリック・コメントについては、十分考慮した上で、コメントへの考え方を資料としてとりまとめ、重点計画に必要な反映を施している。なお、該当府省の明示については、既に重点計画の施策について所管省庁を明示していることで十分と考える。 ・提出されたご意見については、検討の上、施策等に反映すべきものについては、すべからく反映していくこととしている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
II. 先導的取り組みによる IT 利活用の促進			
1. 医療	・遠隔医療について	(意見1) (1)システムの整備支援だけではなく、遠隔医療情報機器のレンタルをする NPO への支援を含め、具体的な遠隔医療支援の仕組みを検討すべき。	・本計画は、「民を主役に官が支援する」との原則に従い、政府が行うべき施策を盛り込んでいるところである。遠隔医療の推進については、費用や効果等の検討を十分に行い、引き続き必要な措置を講じていきたい。
		(意見2) (1)映像機器の性能向上により、初診でも保険対象とすることが可能である。	・いかに映像機器の性能が向上しているとはいえ、本人確認等、まだまだ他の問題等がある。対面診療は医療の大原則であり、各々の医師の判断に委ねるのには慎重な検討が必要である。
		(意見3) (1)遠隔介護は、厚生労働省も再診での保険支払いを認める方向になっているのに、戦略IIのパブコメへの回答で「困難」となっているのはおかしい。	・医療については、対面を原則としているが、電話やテレビ画像等を通じた再診については、診療報酬において評価しているところ。しかしながら、訪問介護などの住居サービスは、そもそも要介護者等の居宅において、直接要介護者等に接して行う行為をその内容としていたり、あるいは要介護者等の心身の状況、残存能力、置かれている環境等を把握しなければ、適切なサービスを提供できないものであったりすることから、要介護者等の居宅を訪問することが不可欠であり、遠隔地からの介護、看護を介護保険の給付対象とすることは困難と考えている。
		(意見4) (1)遠隔医療システム導入目標を都道府県単位にすると、北海道のような対象地域は広範であり、地域格差ができるので、整備目標を保健福祉医療圏（二次）とすべき。（北海道）	・遠隔医療システムについては、整備目標を都道府県としているものの、要望のあった都道府県においては、複数の医療機関への整備を行っている。
		(意見5) (1)山間僻地・離島等における高い診療のニーズに応えるためのインセンティブ（保険点数、通信費など）の導入をお願いしたい。（電子情報技術産業協会）	・離島については、医師等の確保が困難であるといった特別の事情があることから、これまでも、医師等の数が医療法に定められた人員配置基準に満たない場合の入院料の算定について、特例措置を講じてきたところ。 また、平成14年度の診療報酬改定においても、離島の医療機関が行う画像診断について評価の充実を図ったところである。
		(意見6) (1)精度の高い医療を実現する上での責任体制の明確化（使用する機器の基準、ネットワーク	・本計画は、「民を主役に官が支援する」との原則に従い、政府が行うべき施策を盛り込んでいるところである。遠隔医療の推進については、効果等の検討を十分に行い、引き続き必要な措置を

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		上や機器の責任分解点など)をお願いしたい。 (電子情報技術産業協会)	講じていきたい。
	・医療情報化について	(意見1) (1)本計画に示す医療情報化が実現することで、安心できる福祉社会の実現と好循環なキャッシュフローによる抜本的な医療経営の改善を期待する。(マイクロソフト(株))	・本計画において、医療は先導的な取り組みの一つであり、情報化を着実に推進していきたい。
	・医療分野の個人情報保護について	(意見1) (1)個人情報保護法の付帯決議で、医療等の分野については来年中に個別法を検討するとなっているので、方針や方向性を明記すべき。 (意見2) (1)医療において、具体的に個人情報保護をどのように行うかが明確でない。また、セキュリティーポリシーに基づいてシステムが構築されるべき。	・「個人情報の保護に関する法律」公布の日から2年以内に、医療等の個別分野での個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講じることとしており、今まさにその検討を行っている。 ・「個人情報の保護に関する法律」公布の日から2年以内に、医療等の個別分野での個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講じることとしており、今まさにその検討を行っている。また、本計画において、レセプトオンライン請求や電子カルテの医療機関間における連携活用に対応したガイドラインを作成することとしている。
	・医療分野の評価について	(意見1) (1)評価に当たっての具体的な考え方として、「地域格差が現実に解消されたか」を追加すべき。(北海道)	・評価に当たっての具体的な考え方として、「患者本位の医療が実現し、医療の質向上と、選択肢の拡大が達成されたか」とあり、「(医療サービスの)地域格差の解消」については、この項目に含まれるものとする。
	・患者基点の医療について	(意見1) (1)電子カルテが患者自身のものであることを明確にするため、中立的な医療機関や医療機関外の組織による外部管理が必要であり、このための法整備も必要である。(アドバンストテクノロジー本部) (意見2) (1)レセプトの電子化も患者基点によるようにするため、仕様の統一などの面で官主導ですめる部分を考慮すべき。(アドバンストテクノロジー本部)	・円滑に診療を提供するため、本計画においても電子カルテのネットワーク転送・外部保存を容認することとしている。 ・レセプト電子化は統一された仕様で行っている。なお、診療行為マスター等の標準化について現在進めているところである。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(意見3) (1)地域内の紹介先医療機関を選べる仕組みが必要である。(電子情報技術産業協会、日本電気(株))	・本計画では、「患者が複数の医療機関において継続性のある治療を受けられ、専門家の意見も踏まえながら適切な医療機関を選択できるなど、患者基点の医療体制を整備する。」となっている。
		(意見4) (1)診療情報が必ず紹介先医療機関に開示される仕組みが必要である。(電子情報技術産業協会、日本電気(株))	・本計画では、「患者本人の意思とセキュリティに十分配慮しつつ、必要に応じて患者医療情報を医療・保健機関間で連携活用できるようにする。」となっている。
		(意見5) (1)カルテ以外の医療情報ネットワーク転送(紹介状など)を行うべき。(電子情報技術産業協会、日本電気(株))	・地域の医療連携を行うための、医療施設ネットワークのモデル事業等を行っている。
	・電子カルテについて	(意見1) (1)医師のデジタル・ディバイドやIT導入による患者の不信感の解消のため、医師及び患者が負担なく使用できる電子カルテシステムの導入が必要である。(電子情報技術産業協会)	・本計画において、電子カルテのシステムの高度化等所要の策を講じ、普及を促進することとしている。
	・レセプトについて	(意見1) (1)オンライン請求について、希望すれば100%対応可能となる時期を2010年より早めて欲しい。(電子情報技術産業協会)	・e-Japan 戦略IIにおいて、オンライン請求を希望すれば100%対応可能となる時期については、システム整備に要する費用や時間等を勘案して2010年までとしているが、可能な限り早期に対応したい。
		(意見2) (1)レセプトの電算化やオンライン請求について定義を明確にして欲しい。(電子情報技術産業協会)	・レセプト電算化とは、診療報酬の請求を紙の診療報酬明細書(レセプト)により行うのではなく、電子媒体に収録するなどレセプト情報を電子化して請求を行うことであり、オンライン請求とは、ネットワークを通じてレセプト情報を伝送して診療報酬請求を行うことである。
		(意見3) (1)レセプト作成の効率化のため、電子/紙にかかわらず、病名、薬剤、材料等のコード記載を必須として頂きたい。(日本電気(株))	・レセプトが電子媒体であるか紙であるかに関わらずコードの記載を必須化することは、レセプトの作成に要する事務量の増加や、請求、審査、支払における過誤を招くおそれがあることなどから困難である。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(意見4) (1)電子レセプトに対して、診療報酬支払い期間の短縮や、返戻等の早期連絡/修正受付等のインセンティブを検討して欲しい。	・レセプト電算化へのインセンティブについては、幅広い観点から検討してまいりたい。
	・診療ガイドラインについて	(意見1) (1)開かれた医療の実現と患者が安心して医療を受けられる環境を実現する意味でも、診療ガイドラインを患者が自由に確認できるシステムの実現をお願いしたい。(電子情報技術産業協会)	・本計画において、診療ガイドライン及び医療情報をデータベース化し、インターネット等を利用して情報提供を行うこととしている。
	・診療報酬体系について	(意見1) (1)国民に理解しやすいよう、診療報酬体系を簡素化等の制度の改正をお願いする。(日本電気(株))	・診療報酬体系については、本年3月末に閣議決定された医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針において、①医療技術の適正な評価、②医療機関のコストや機能等を適切に反映した総合的な評価、③患者の視点の重視等の基本的な考え方に立って見直しを進めることとされたところであり、現在、中央社会保険医療協議会において、診療報酬体系に係る諸課題について議論されているところである。
		(意見2) (1)診療連携、遠隔医療に対する診療報酬上の配慮が乏しいので、恒久的に根付くよう制度面の整備をお願いしたい。(日本電気(株))	・現行の診療報酬体系においては、医療機関による他の医療機関への情報提供については、「診療情報提供料」により評価しているところ。 また、遠隔医療については、電話、テレビ画像等による再診を「再診料」により評価するとともに、遠隔画像診断について項目を設定しているところである。
		(意見3) (1)患者履歴を一定年数管理する、使用薬剤を患者単位で一定年数トレースする等の電子カルテやオーダーリングで実現できる医療サービスの質の向上に対して、保険点数をつけることを希望する。(日本電気(株))	・診療報酬は、健康保険法上、「療養に要する費用」の対価として位置づけられているものであることから、電子カルテやオーダーリングを実施していることをもって直ちに診療報酬によって評価することは困難である。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
【Ⅱ.2】食	・トレーサビリティシステム（全般）	（意見1） （1）短期間ですべてが変革できるものではないので、まずは国産牛からという姿勢は評価できるが、全体像がわからないため、肝心の消費者がメリットを感じない可能性がある。牛肉以外の食品、輸入食品を含めた全体計画を示した上で、当面の重点計画を作成すべき。（日本ユニシス(株)）	・牛肉以外の食品（輸入食品を含む。）へのトレーサビリティシステムの導入については、現時点の必要性の判断から、民間の自発的な導入の取組を支援することが適当と考えている。
		（意見2） （1）牛肉以外の食品のトレーサビリティシステムの普及について、関連事業者の自主的な開発を促す意味でも、実証実験の結果を広く消費者を含めて周知・啓発すべき。（(社)電子情報技術産業協会）	・ご指摘を踏まえつつ、実証実験の結果については、広く周知して参りたい。
	・トレーサビリティシステム（第三者による監査）	（意見1） （1）第三者機関の設置に関する記述において、情報の真贋を把握する能力を十分に確保するため、民間による第三者機関創設への支援だけでなく、公的な「第三者機関の資格制度」の創設も有効な手段として検討されたい。（(社)電子情報技術産業協会）	・監査体制など、システムの信頼性を高める仕組みについては、トレーサビリティシステムの開発事業と併せて取り組みを開始したところであり、民間の第三者機関が信頼できる監査の体制を確立できるよう努力して参りたい。
	・トレーサビリティシステム（輸入食品への対応）	（意見1） （1）食品においては輸入品の占める割合が非常に高く、国民の食の安全を図る上で、非常に重要であり、如何に、外国の賛同を得るかが課題であると認識。実証実験の結果等を外国にアピールするとともに、消費者への啓発を行うことによって、市場がトレーサビリティを求める土壌作りをすべき。（(社)電子情報技術産業協会）	・トレーサビリティシステムの普及活動と併せ、セミナーの開催等により情報提供を行うこととしている。
	・生産・流通のIT化	（意見1） （1）生鮮食品流通における EDI システムの確立といった IT 化による効率化に加え、市場機能を	・流通コストを削減し、消費者利益の増大を図るため、食品の取引の電子化を積極的に推進して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		活性化させることにより、国民の豊かな食生活の充実に繋がると認識。市場機能を活性化させるには、商物分離による先物市場の創設や農作物の証券化等が考えられ、このことは、関連事業者の経営の安定に寄与すると認識。これを促す意味でも、実証実験を通じて、卸市場の商物分離へ向けた諸課題の早期解決を図られたい。 ((社)電子情報技術産業協会) (意見2) (1)「農林漁業経営に役立つデジタルコンテンツや IT 利活用システムの整備」について、IT 化の促進のために、IT 促進税制の適用拡大等、事業者の設備投資を促す積極的な取り組みを期待。この際、関連事業者の IT 活用能力(リテラシー)向上も必要不可欠であり、この面での更なる支援策の充実を期待。((社)電子情報技術産業協会)	
【II.3】生活	・家庭でのサービス多様化の推進について	(意見1) (1)在宅健康管理、安否確認、遠隔検針などの家庭でのサービス多様化推進を積極的に進めていただきたい。	・家庭でのサービス多様化推進は民間事業者が実施すべきことと考えているが、政府としても、「在宅健康管理、遠隔ビデオ会話や安否確認、遠隔共同検針などの多様なサービスについて、民間事業者による提供を推進するための方策を 2003 年度中に検討する。」としている。
	・健康サービス産業の活性化について	(意見1) (1)「2003 年度中に新たな健康サービス産業の在り方や次世代健康モニター機器の開発等の具体的方策等の検討を行う」とある。今後、地上デジタル放送の普及とともに、各家庭にデジタルテレビが普及していくことも予想されることから、デジタルテレビを有効に活用することについてご検討頂きたい。((社)電子情報技術産業協会)	・政府としての放送のデジタル化への取り組みは、III. 1. (3)③ア)「放送のデジタル化」に記載している。なお、デジタルテレビの具体的な活用方法については、民間の創意工夫が活かされるべきものと考えている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・ガス、水道、電気等の遠隔検針について	(意見1) (1) e-Japan ではガス、水道、電気等の遠隔検針の実施を目標の一つとしているが、現在でも多くの既存の設備が導入されているが、これらをどのように扱っていくのか。(株)JA-LP ガス情報センタ)	・遠隔検針の形態については、民間事業者により、多様な選択肢が利用者に提供されたうえで、市場原理に基づき選択されていくべきものと考えている。
		(意見2) (1) 遠隔検針と電気料金メニューの多様化に合理的に対応する方法を実現する規制緩和について、早期に実施して頂きたい。(関西電力(株))	・遠隔検針の普及のためには、消費者保護と検針情報の公正な利用を考慮の上、コスト負担の在り方の検討を踏まえつつ、メーターのコストダウン化に係る規制の見直しを行うことが必要であると考えているところであるが、ご意見も踏まえ、適切に対応してまいりたい。
		(意見3) (1) 公共料金：(電気・ガス・水道)の使用量の検針を、ネットワークを通じて共同で自動遠隔検針を行うべき。	・遠隔検針の実施は、e-Japan 戦略IIにおいて、民間に呼びかける行動に整理しているところ。政府としては、「電気、ガス、水道等のメーターのコストダウン化に係る規制緩和」を行うこととしている。
		(意見4) (1) 遠隔検針システムを利用した高度な安全性・生活の利便性向上を歓迎する。	・ご意見を踏まえ、適切に対応して参りたい。
	・情報分電盤について	(意見1) (1) e-Japan で家庭内情報の中枢として情報分電盤が挙げられているが、様々な課題が考えられるだけに、広範囲の利用を考えた十分な配慮を願いたい。(株)JA-LP ガス情報センタ)	・情報分電盤の利用形態については、民間事業者により、ニーズやコスト等が勘案されたうえ様々なものが提案されていくことが期待される。なお、民間事業者だけでは解決できない課題が生じた場合には、適切に対応して参りたい。
	・セキュリティについて	(意見1) (1) メーターの遠隔検針などが実現されようとしているが、セキュリティが確保されないと、在宅・不在の傾向がその情報にアクセスできる人間にわかってしまい、泥棒などに悪用されないか不安である。	・e-Japan 戦略IIで、「新サービスの展開により、これまで以上にプライバシーや安全性・信頼性の問題等の発生が危惧されるため、消費者保護対策の充実を図る。」としている。これを踏まえ、e-Japan 重点計画 2003 においても、Ⅲ. 3. 電子商取引の促進(3) ③イ)に、「消費者保護対策の充実」として様々な施策を講じることとしている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・個人情報保護について	(意見1) (1)「温かく見守られている生活」というコンセプトがあげられているが、「見守り」というのは裏返せば「監視」である。何をどう見守るのか、「見守り」の情報がどう扱われるのか、個人情報保護の問題として扱い、本人の同意を前提として検討されるべきである。	・目標で、例えば「希望する全高齢者単身世帯」としているように、あくまでも本人の同意を前提として考えている。
	・様々な情報通信手段で緊急通報が可能な環境の整備	(意見1) (1)②ア)のd)として、「高度情報通信ネットワークを維持する為のバックアップ回線の整備」を追記すべき。(JSAT(株)) (意見2) (1)「各緊急機関間と事業者間の技術的仕様の共通化」、「実現にあたっての過度の経済的負担の抑制」及び「通信の秘密等の法整備」をお願いしたい。(ジェイフォン(株))	・ネットワークの整備については、民間主導を原則としているが、安全性・信頼性に関しては、III. 5. 高度情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保に基づき、必要な措置を講ずることとしている。 ・電気通信事業者及び緊急通報受理機関双方の過度な負担とならないよう、効率的なシステム導入を図るために、可能な限り、電気通信事業者の通報プロトコルの統一化と緊急通報受理機関の受信インターフェースの共通化が重要であると考えます。 また、通話中の通話者の位置情報を含む、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密については、電気通信事業法第4条及び第104条において厳格に保護されているところ。 さらに、電気通信事業者における位置情報一般の取扱いについても、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年12月郵政省告示第570号)において、その取扱いが厳格に規定されているところ。 携帯電話やIP電話などによる緊急通報における通報者の位置特定をする機能を導入する際にも、電気通信事業者は上記法律及びガイドラインに合致した、適切な位置情報の取扱いを行うことが求められているものと考えています。
	・デジタル・ディバイドに対する配慮について	(意見1) (1)e-JapanIIでは日本におけるインターネットは普及しつつあり、IT戦略の第一期の目標は達成されつつあり、今後は利活用へと戦略を進化させているが、取り残されている地域にも考慮を望む。(株)JA-LPガス情報センタ)	・「III.1.(3)①イ地理的情報格差の是正」において、「民間によるネットワーク整備とその支援を原則としつつ、地方公共団体等の公共ネットワーク、公衆用インターネット端末等の整備を支援し、地域住民のインターネットアクセス環境を向上させる」としている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・その他	(意見1) (1) 弊協議会は住宅でのIT活用を推進する事が「国民的利用拡大」の最重要ポイントであると認識し、「住宅」や「住生活」に関連するところに焦点を絞り意見を申し上げる。 ・「電気・ガス・水道など様々なエネルギー使用情報を集約して提供する事業主体を設置したうえで、各家庭にインターネットで使用情報を細かく提供し、標準家庭と比することなどにより、省エネ意識の向上を図る。(経済産業省、総務省)」を追加すべき。 ・「ドアの施錠と連動した待機電力の効果的オンオフ、ネット取引商品のITロッカーでの収受と支払いなどのサービスの研究を推進する。」を追加すべき。 など。(住宅情報化推進協議会)	・政府としては、「在宅健康管理、遠隔ビデオ会話や安否確認、遠隔共同検針などの多様なサービスについて、民間事業者による提供を推進するための方策を 2003 年度中に検討する。」としている。
		(意見2) (1) 通信の自由化で電話代が下がったようにエネルギーについてももっと自由化してほしい。	・エネルギーの自由化については、「規制改革推進3か年計画」(総合規制改革会議)の中で記述されている。
【Ⅱ.4】中小企業金融	与信の多様化等について	(意見1) (1) 与信の多様化や手続のオンライン化による簡素化、迅速化を推進すべき。 (マイクロソフト(株))	・信用情報等の定型化・電子化や信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化等を推進して参りたい。
【Ⅱ.5】知	・専門職の遠隔教育について	(意見1) (1) 第19回IT戦略本部(資料14)において、出井会長が指摘した以下の3点は重要である。これらについて、重点計画において明確な記述をするべき。 ①Ⅱ章「知」：専門職の遠隔教育 ②Ⅲ章「国際」：日本のコンテンツの海外での視聴)	・e-Japan 重点計画-2003 上、p25「ア」大学等のe-Learningの推進の中で、「専門職」に関する遠隔教育も含めて大学・大学院におけるITを活用した遠隔教育の推進のための環境整備を実施することとしている。 趣旨を明確化するためP24 下から2行を以下の通り修正。 「ITを活用して、誰もが時間や場所を選ばず、<u>専門職に関する高度な知識・技術も含め、専門的な知識・技術や一般的な教養について生涯を通じて継続的に学習できる環境を整備する。</u>」

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(③Ⅲ章「国際」：学位の国際通用性) (米国UCバークレイ)	
	・遠隔教育の推進について	(意見1) (1)遠隔教育に関する施策の目標を3倍にすることに定めるだけでなく、労働市場が望む人材とその人材を育てるという質について検討すべき(マイクロソフト(株)) (意見2) (1)国立大学の教授等による専門分野の情報提供によって、国民がいつでも検索でき、かつ分かり易いデータベースをインターネット上に構築すべき。 (2)技術者に限らず、知的水準の向上は日本の競争力強化には必要不可欠であることから、技術者以外を対象とした社会人の e-Learning 活用促進策を推進すべき。 ((社)電子情報技術産業協会)	・労働市場が望む人材の育成・確保は重要であると認識しているところであり、ITを活用した遠隔教育を推進することにより、高等教育へのアクセスを容易にすることで、個の学習スタイルを多様化し、個の能力を向上させるとともに国際的な労働市場における我が国の人材の競争力向上を図るものである。 (1)様々な専門分野の情報にインターネット上でいつでも国民がアクセスできるようにすることは重要であると考えており、Ⅲ. 2 (3) ③エ c) 及びⅢ. 4 (3) ②ア c) において研究機関や博物館等が保有する各種コンテンツのデジタルアーカイブ化、インターネットによる提供等に取り組むこととしている。 (2)従来より、通信教育を含む遠隔教育は、社会人をはじめ国民に対してより多くの学習機会の提供を目的に行われているものであり、本計画においても、同趣旨を継承しつつ、e-Learning という新たな遠隔教育を推進することによって、個の学習スタイルを多様化し、個の能力を向上させるとともに、我が国の人材の国際競争力向上を図ることを目的としている。(2)①の各種施策を通じて、誰もが e-Learning により大学等にアクセスして学習できる環境の整備に取り組んでまいりたい。
		(意見3) (1)評価の考え方に「我が国の人材競争力向上度合い」の指標を加えるべき。 (2)2005年度までに2001年度の約3倍を目指すとなっているが、学部・研究科数等それぞれ	(1)ITを利用した遠隔教育を推進することにより個の学習スタイルを多様化し、個の能力を高め、結果として我が国の人材の競争力向上に資することを目標としているが、人材の競争力向上はITを利用した遠隔教育のみならず多様な方策により総合的に実現されるものであることから、ここでの指標とすることは適切でないと考える。 (2)ここでは、個の学習スタイルを多様化し、個の能力を向上させることを目標に、一つの目安としてご指摘の数値目標を設定し

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		において、具体的な数値で目標を定めるべき。 (3)研修カリキュラムを開発するだけでなく、自治体ごとに教員研修用の e-Learning の設備を整備すべき。また、教員用PCの整備方針についても明記すべき。(日本電気(株))	ている。大学院等における教育は、それぞれの大学の自主性や自立性の下に行われており、また、各分野の特性等により多様な教育方法があるなど、一律に定められるものではないと認識しており、学部・研究科数等それぞれにおいて詳細に具体的な数値目標を設定することは適当でないと考えている。 (3)教員のIT指導力を向上させるためには、体系的な集合研修と e-Learning による研修などの取組を総合的に推進することが重要である。なお、教員研修用の e-Learning 設備やPCの整備については、各自治体ごとに、その研修体系・内容を踏まえ進められていくことが適当である。
	・知的財産戦略本部との連携について	(意見1) (1)知的財産戦略本部との強力な連携の下、デジタルコンテンツ流通拡大に向けた知的財産権保護制度の確立と放送用等に制作されたコンテンツの二次利用や肖像権の問題等の早急な解決を図るため、知的財産推進計画に示されたスケジュールと連動し推進すべきである。 (情報通信ネットワーク産業協会)	・ご意見に留意しつつ、知的財産戦略本部との連携を図って参りたい。
	・コンテンツ施策の推進・評価にあたっての留意点について	(意見1) (1)コンテンツ施策の推進・評価に当たっては、経済的な観点だけでなく、表現活動が社会的・文化的役割を担っているということについて十分留意すべきである。 (日本放送協会)	・コンテンツに関する施策の推進・評価に当たっては、ご指摘の点に十分留意して参りたい。
	・人材の育成について	(意見1) (1)コンテンツ産業の国際競争力強化における人材育成のためには、国際的に通用する人材の育成に努める必要があるため、情報処理技術者のための国家資格制度のような仕組みについて検討すべきである。 ((社)電子情報技術産業協会)	・人材育成の重要性については認識していることであり、クリエイタの技能の客観的分析・標準化等を推進して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・コンテンツ制作等について	(意見1) (1)日本映画を輸出産業とするには、デジタル技術を利用した大規模な映像スタジオが必要である。((株)シー・ユー・シー)	・映画等の制作に係る資金調達の円滑化、撮影後の編集・加工・仕上げの作業を行う最新鋭のスタジオの利用支援など、コンテンツ制作基盤を強化して参りたい。
		(意見2) (1)ネット通信技術を活かして、コンテンツ制作や取引を発展させ、海外輸出できるよう、政府が支援すべきである。	・大容量映像デジタルコンテンツの海外流通のため、著作権等のクリアランスの仕組みの開発や、コンテンツ流通技術の開発等を推進して参りたい。
		(意見3) (1)簡易に標準的なコンテンツ制作を可能とするオーサリングツールの開発・整備を行い、カメラ撮り、デジタル教材制作等をサポートする人材の整備をすべきである。 (日本電気(株))	・既に民間において対応が進んでいる分野であることを踏まえた検討を行って参りたい。
	・国や公的機関が権利を保有するコンテンツの民間への開放について	(意見1) (1)国や公的機関が権利を保有するコンテンツを民間にできる限り開放することを前提とし、早期に実態調査、アクションプランを策定すべきである。 (情報通信ネットワーク産業協会)	・国民からのニーズの高い防災情報や公立の美術館・博物館等の所蔵品デジタルアーカイブ化を推進することとしており、準備の整ったものから開放して参りたい。
	・コンテンツ取引に関する独占禁止法上の考え方の明確化について	(意見1) (1)コンテンツ制作等にかかわる取引に加え、コンテンツ流通経路に関しても独占禁止法上の考え方を整備すべきである(コンテンツ取引に関する優越的地位を濫用した情報伝達手段の不当な取り扱いを防止することが、利活用戦略の推進に求められていくものと考えられる。)。 (KDDI(株))	・コンテンツ流通に関しては、「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」(平成15年3月)において、独占禁止法上の考え方を明らかにしているところであり、この考え方を踏まえて独占禁止法の適切な運用を図って参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・コンテンツ流通等について	(意見1) (1)日本のコンテンツの海外視聴についてどのような著作権問題があって、それをどのように解決するのか明示すべき。(UCバークレー)	・本重点計画 2003 では、権利処理作業の負担、不正コピーの危険等の要因からコンテンツの海外へのオンライン配信が進まない状況にあるとの認識の下、その解決のため、著作権等のクリアランスの仕組みの開発等を行うこととしている。
		(意見2) (1)放送用コンテンツの取引や市場形成については、民間におけるルールの確立に加え、官の積極的な関与が必要な場合もある。 (KDDI (株))	・権利処理ルールの確立については原則として民間が行うものであると認識しているが、必要に応じ、適切に支援して参りたい。
		(意見3) (1)放送・映画等のコンテンツをインターネット等を用いて流通させることは、利用者ニーズに答えることであり、積極的に推進すべきである。 (2)デジタルコンテンツはインターネット通信及び FTTH との親和性が高いため、これを活用するために著作権処理や配信技術についての早期整備が必要である。 (KDDI (株))	・著作権等のクリアランスの仕組みの開発やコンテンツの流通技術の開発等を推進して参りたい。
		(意見4) (1)放送用コンテンツ等の大容量デジタルコンテンツを光ネットワーク上に流通させる技術については、WDM だけでなく、様々な方式で利活用戦略として具体的に進めるべき。IP マルチキャスト等の他の方式や、アクセス回線においても PON の超高速化等、様々な有効な技術について開発・実証を進め、なおかつ、それが事業者の公正な競争を促すため、機能面を含め開発・実証を行うべきである。(KDDI (株))	・ご指摘を踏まえ、WDM や IP マルチキャスト等の大容量映像デジタルコンテンツの光ネットワーク上での流通に関する技術の開発・実証を行って参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(意見5) (1)コンテンツの円滑な流通のためには、無反応機器等を規制するための法整備や行政によるコンテンツ不正流通の監視、不正行為防止の啓発といった施策が必要である。施策の検討に当たっては、知的財産に関する国際情勢に留意しつつ、各権利者の権利を不当に侵害することのないよう、民間ベースでの議論を十分行うことが必要である。 ((株)フジテレビジョン)	・デジタルコンテンツの流通拡大のため、諸外国の情勢にも留意しつつ、不正コピー防止についての法制面の検討を含め、複製防止技術等の課題へ取り組んで参りたい。
		(意見6) (1)価値の高い放送コンテンツを流通させ、IT戦略を広く普及させるために、権利者の希望のみならず、市場ニーズも取り入れて放送用コンテンツの流通を促すべきである。(KDDI(株))	・価値の高い放送コンテンツを流通させるため、コンテンツの権利者の許諾が円滑に得られるような権利クリアランスの仕組みの開発・実証やユーザーのニーズも踏まえた高度な視聴サービスを実証するためのコンテンツ流通技術の開発・実証など、ニーズが反映される市場作りを目指し、取り組んで参りたい。
		(意見7) (1)全てのテレビ放送をインターネットにより配信できるようにすべきである。	・放送用コンテンツのネット配信に向けた環境を整備するため、著作権等のクリアランスの仕組みの開発やコンテンツの流通技術の開発等を推進して参りたい。
	・デジタル著作物利用のルール整備について	(意見1) (1)著作権法21条を踏まえ、第31条に、著作権料を徴収することを目的にする電子化(複写の一つと考える)は許諾を要しない、という条項を追加し、デジタル著作権協会(仮称)に委託し著作権法21条に従い、デジタル著作物の登録を受け付け、一定期間に集まった著作権料は著作者本人に支払う仕組みを確立する。デジタル情報をダウンロードして個人利用する場合、webマネーで支払う仕組みを、法改正に同期させて実施する。 ((財)21世紀教育の会情報教育プロジェクト)	・デジタル時代に対応したコンテンツ市場を形成するため、著作権を適正に保護しつつ、コンテンツの流通が行われるよう施策を推進して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(同旨1件)	
	・コンテンツ取引全般に関する契約 見本の策定について	(意見1) (1)コンテンツ取引に関して、今後、契約内容は多様化・複雑化していくことが予見され、画一的な契約書の雛型を示すことは、民間取引の自己責任原則に逆行するものであり、雛型契約書策定に行政の関与は不要である。 ((株)フジテレビジョン)	・本件は、コンテンツ取引全般について、その複雑・多様性にも配慮しつつ、その透明化・適正化をより一層進めるため、映像に関わる取引に関する基準の策定や、関係事業者間の十分な協議を踏まえた取引交渉のたたき台となる契約書の雛型(契約見本)の策定など、具体的方策について検討し、その結果を公表するものである。なお、策定される契約書の雛型(契約見本)は、民間の取引交渉のたたき台となるもので、雛型のとおり契約することを強制するものではない。
	・コンテンツの生体への影響に関する調査・研究について	(意見1) (1)映像コンテンツが生体に与える影響について、厚生労働省や文部科学省等も含めた多くの省庁が連携した研究体制を作るべきである。	・ご指摘を踏まえて、必要に応じ、関係省庁と連携し、映像コンテンツの生体に与える影響について研究を進めて参りたい。
		(意見2) (1)映像コンテンツの生体影響の基礎研究にとどまらず、生体への影響を客観的に評価する技術が必要である。このような映像の評価技術は一般の映像利用者に簡便な形で普及していく必要がある。また生体への影響は個人差があり、評価技術が完成したとしても、これに基づいて一方的に映像コンテンツを排除すべきではない。	・ご指摘の技術の確立に関しては、調査・研究の結果を踏まえ、今後検討を行って参りたい。
		(意見3) (1)ユビキタスネットワーク環境は、視覚的な疲労・ストレスの影響等、多くの点で健康被害に留意する必要がある。この点について述べた重点計画に敬意を表したい。	・コンテンツの生体への影響に関する調査・研究を引き続き行って参りたい。
	・デジタルコンテンツ市場の拡大について	(意見1) (1)「e-Japan 戦略II(案)」に対する意見及びそれらについての考え方」において「国内のオン	・コンテンツ制作取引に関する独占禁止法上の考え方を明らかにするに当たっては、御指摘の点も留意することとしたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		ラインコンテンツ市場が十分発展していない現状において、直ちにコンテンツ関係事業者を放送事業者等と同列に扱った議論を行うことは適当ではない」との意見に賛成。TV局とコンテンツ事業者が対等に渡り合える市場を実現すべきである。 (意見2) (1)ネットワーク事業者の市場支配力の影響は大きく、ネットワーク事業者が上位レイヤーへの進出を行ったり、有力コンテンツプロバイダーと独占的な契約を結んだ場合、デジタルコンテンツ流通市場での公正な競争を阻害し、結果的にデジタルコンテンツの流通を阻害する。コンテンツレイヤー/プラットフォームレイヤーとネットワークレイヤーにおける市場支配力との関連性について厳格に検証するとともに、競争制限的行為が発生した場合には、速やかな対応が必要である。 また、いわゆる「キラー・コンテンツ」を持つコンテンツ提供者がコンテンツを配信するインターネットプロバイダを限定したり、市場支配力を持つインターネットプロバイダが「キラー・コンテンツ」を独占的に利用することがないよう、十分監視することが必要である。 (日本テレコム(株))	・コンテンツ流通に関しては、「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」(平成15年3月)において、独占禁止法上の考え方を明らかにしているところであり、この考え方を踏まえて独占禁止法の適切な運用を図って参りたい。
	・評価の具体的考え方について	(意見1) (1)評価の考え方に、本施策目標の達成度、具体的には「コンテンツ産業等の国際競争力向上度合い」の指標を加えるべきである。 (日本電気(株))	・「知的財産の利活用により、魅力的なコンテンツが増加し、海外への輸出拡大が図られたか」といった評価の中で、コンテンツ産業の国際競争力向上についての評価が可能であると思料する。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
【Ⅱ. 6】就 労・労働	・テレワークの普及促進	（意見1）テレワーカー人口に関し、2010年に就業者人口の20%という目標を掲げた以上、毎年その比率を継続的に調査する必要がある。自営型テレワーカーも含めた国土交通省方式の調査を引き続き実施できるよう配慮願いたい。 （（社）日本テレワーク協会）	・目標数値の達成状況については、評価専門調査会において各種方策の実施状況を的確に評価する際にも重要な事項であるため、必要なタイミングで同様の調査が行われるよう配慮して参りたい。
		（意見2）企業規模別テレワーク人口比率の設定と測定を行うなどして、テレワークの導入を国の方針として企業が受け止めやすい環境を作っていたきたい。また当協会で運用しているテレワーク相談センターのサービス機能の拡充も図っていただきたい。（（社）日本テレワーク協会）	・テレワークの導入については業種・規模等に応じてそれぞれの企業判断に委ねられるべきものであり、一概に企業規模別テレワーク人口比率を目標数値として設定することは必ずしも適切ではないと考えるが、「e-Japan 戦略II」の展望の共有と民間の行動の呼びかけを積極的に行うとともに、導入ガイドライン整備等による企業への普及促進策を通じ、テレワーク導入を国の方針として周知を図っていくことが可能と考える。
		（意見3） （1）テレワークに関して、普及させていくことには賛成だが、その為にはガイドラインの整備が欠かせない。具体的には、“在宅勤務中の労災の取扱い”“時間管理からの脱却のための考え方”などが考えられる。（日本電気(株)） （2）テレワークの実施に当たって企業側が人事管理上認めにくいケースが多く、普及の阻害要因になっている。テレワーカーの割合を増やすためにもガイドラインや法整備も重要である。（日本ユニシス(株)）	・テレワークの普及促進の方策として、安全衛生や適正な労務管理を内容とするガイドラインの作成および周知徹底を図ることとしており、ご指摘の点も参考とさせていただきたい。
		（意見4） （1）テレワークは、企業や公務員だけでなく子育てや介護に携わる人、高齢者や中高年など会社に通勤しづらい人たちへの就業機会の提供を可能とするもの。また、地方において東京の企業の仕事を受注するなど地方における就業機会の拡大も可能とするものである。こうしたテレワークの特性を生かした拡大、普及に政策的に	・テレワークの効果的な活用が、高齢者、子育てや介護に携わる人等への就業機会の提供や地域活性化につながるなどの指摘には共感できるところであり、今後の施策検討に当たっての参考とさせていただきたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		取り組んでいくことが重要であり、以下の施策の推進を要望。 ・子育てや介護に携わる人に対するテレワーク利活用や地方における就業機会創出に向けたテレワークの利活用等、様々な分野におけるテレワーク利活用の推進 (情報通信ネットワーク産業協会) (2)国土交通省調査では三大都市圏以外のテレワーク人口は低い数値が出ているが、地方にとって、新ビジネスの創造による地域活性化は火急のテーマであり、新しいビジネス創出のためにテレワークは最適なソリューションである。都市再生や新しい町づくりのキーワードの先頭に「テレワーク」を大きく掲げ、テレワーク特区の新設や、学校等公的機関をテレワークセンターに開放するなどの施策の推進も期待する。 ((社)日本テレワーク協会)	
	・労働者が創造的能力を発揮するための労働関連制度の整備について	(意見1) (1)IT 関連会社の幹部職員として意見を申し述べるが、重点計画 2003 の労働関連法制部分を、もっと踏み込んだ施策内容にしていだきたい。新戦略に対して出されているパブリック・コメントは至極適切な意見(専門型と企業型の撤廃、専門型の職種指定の撤廃など)であり、具体的に盛り込まれていないのはなぜか。今国会で成立した改正法案の審議を踏まえた施策内容にしていだきたい。われわれ企業は世界と戦っており、国内の既得権益と戦っている暇などありません。また、IT 本部はしっかりと厚生労働省を指揮すべく、成果も同等に制度設計思想の軸とした労働基準法のあり方を評価していただきたい。	・ご指摘を踏まえ、P33「(1)現状と課題」の下から5行目を以下の通り修文するとともに、労働関連制度について従来型の規制の在り方の検討を行う際には、ご指摘の点を参考にさせていただきます。 「(1)現状と課題 (中略)こうした情報通信技術を活用した、能率が最も高まり、また創造性が最も発揮されるような場所と時間を選択した働き方の典型であるテレワークや裁量労働については、日本においても近年導入する企業の増加が見られているが、欧米諸国に比した導入の遅れや、<u>また、裁量労働制に関する手続きの一層の緩和、労働時間管理に縛られない法制度設計の必要性も指摘されているところである。</u>このような、(後略)」

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(2)当協会の会員の声として、何年にもわたってテレワークを阻害する要因につき議論して提言してきたが、法律は何も変わらず虚しい限りという意見が多数ある。テレワークに適した労働基準法改正を視野に入れていただきたいと思うと同時に、労働時間管理に縛られた就業形態になっている現行の旧態依然とした状態を打破するような施策の実施を切望。欧米先進事例を知るたびに、日本にも労働時間管理適用から除外する働き方があってもいいのでは、との念を強くしております。((社)日本テレワーク協会) (3)裁量労働型就業者数を増やすためにも、労働基準法を改正し、裁量労働可能となる業務類型の拡大を希望します。またこれが、時間管理からの脱却にもつながり、ひいてはテレワーク普及にも波及するものと考えます。(日本電気(株))	
	・公務員のテレワークに関する制度等の環境整備について	(意見1) (1)イリノイ州で、各国の労働・公務員制度を研究していますが、日本が重点計画 2003 で、公務員のテレワークについて裁量労働型を検討するとしたのは、大きな前進と評価。ただしこれを実現し、裁量労働型テレワークも含めて公務員のテレワークについて相応の効果をみるためには、IT 本部とその事務局である内閣官房が主導的に体制を組んで、政府一丸としてやる必要あり。そのため、担当府省に内閣官房と環境省(通勤緩和による CO2 排出緩和効果を計測するなどの観点から)を追加するとともに、そのための体制を明記してください。(例えば関係機関の連絡調整研究会合とかを開催して、少なくとも内閣は、総務省や人事院をしっかりと統括的	・ご指摘を踏まえ、P36「(2)②ウ)公務員のテレワークに関する制度等の環境整備」を以下の通り修正するとともに、ご指摘の内容も考慮してまいりたい。 「(2)②ウ)公務員のテレワークに関する制度等の環境整備(内閣官房、人事院、総務省、及び関係府省) 公務員のテレワークについては、(中略)必要な対応を行う。また、人事院、総務省は、公務員の裁量労働制その他テレワークに資する制度環境の整備の検討を 2003 年中に開始し、速やかに結論を得る。検討に当たっては、<u>内閣官房、人事院、総務省、関係府省等による連絡等の場を設ける。</u>さらに、地方公共団体におけるテレワークの導入の検討に資するため、2003 年度より必要に応じて情報提供等を行う。」

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		にオブザーヴすべき。海外の事例も参考にし、新設の評価機関へ報告して評価してもらうのが適切。公務員のテレワークが効果を生むことを切望し、また、IT本部、内閣官房、総務省、人事院のリーダーシップに期待。 (2)民間企業以上に公務員の皆様はがんじがらめの制度でテレワークをしたくても出来ない環境で作業しておられると思います。思い切った規制緩和をよろしくお願いいたします。((社)日本テレワーク協会) (3)公務員のテレワークに関しては、具体的なモデルケースとしての実証の場を用意することをお願いしたい。また「地方公共団体への情報提供」に際しては、実証結果を踏まえたテレワークの推奨までを視野に入れた取り組みをお願いしたい。((社)電子情報技術産業協会)	
	・長期雇用を優遇する制度の見直し、官民間の人材交流の円滑な推進に向けた諸方策の検討について	(意見1) (1)結果として生じる長期雇用は否定されるべきものではなく、むしろ目指すべきもの。現案では長期雇用を否定するようなニュアンスも感じられるため、「長期雇用を優遇する制度の見直し」を「労働移動を支援する制度の整備」に表現を改めるべき。(情報通信ネットワーク産業協会) (2)我が国の文化においては必ずしも長期雇用だけが人材の流動化を阻害しているわけではない。長期雇用のよい面を残しつつ人材流動化を進めるべき。従来企業が担ってきた個人の長期にわたるキャリアパス、教育支援に変わる制度・機能が必要。(日本ユニシス(株))	・ご指摘の主旨には同意するところであり、また本施策については本文に「長期雇用を優遇する制度が人材資源の流動化を阻害することのないようにする必要がある」と記載している通り、長期雇用そのものを否定した表現としているわけではない。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(意見2) (1)官がより効率的な行政サービスを行えるようになるためにも、官民の人材交流が今後必須と考えます。しかしながら現状では、年金・健康保険制度等の処遇が異なり、退職した民間人が不利になってしまう各種制度(国・民間)が壁となっているので、これらの法改正を希望します。(日本電気(株))	・官民の人事交流の必要性については、御指摘のとおりと考えており、本重点計画でも 2005 年度末までに官民人事交流制度において民間企業との雇用関係の継続を認めることとするなど、官民間での人材交流の円滑な推進に向けた方策を講ずることとしている。我が国の公的年金制度および私的年金制度については、それぞれの設計思想が異なっており、各制度間の整合性・公平性を図るためには、検討に相応の時間を要するところである。
	・新事業創造支援について	(意見1) (1)新事業創造支援等を通じた就労機会の拡大・創出には基盤開発の検討と同時に知的財産をベースとした産業のエコシステムの再構築が必要である。こうした新たなビジネスモデルは民間のアイデアによって生まれるものであって、政府はさまざまな形の新たなビジネスモデルが容易に生まれる環境を提供し、場合によってはアイデアが実際のビジネスになるためのサポートを行う必要がある。(マイクロソフト(株))	・民間のアイデアによって新たなビジネスモデルが生まれ、場合によって政府はそのためのサポートを行うという主旨については、本重点計画のⅠ. 基本の方針3. (1)官民の役割分担に記載している「民が主役に官が支援する」という原則に合致するものである。
【Ⅱ.7】行政サービス	・行政ポータル整備	(意見1) (1)ホームページ上に利用者から問い合わせができる仕組みを実装すべき((社)電子情報技術産業協会)	・e-Gov 及び各府省のホームページについて、その機能、役割分担等を見直し、政府全体として分かり易い情報の提供等を行う新たな行政ポータルサイトとして整備することとしており、ご要望の事項等も参考として、整備方針の検討を進めてまいりたい。
		(意見2) (1)企業や国民の代表者の意見を積極的に組み入れるべき((社)電子情報技術産業協会)	・民間有識者等により構成される評価機関を設立するとともに、国民やユーザーにとって便宜等が実感できるような指標・基準を可能な限り活用しつつ、確実に機能する事後評価を実施したい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・ビジネス特許の検索・登録の簡易化	(意見1) (1)ビジネス特許の検索・登録の簡易化 ((社)電子情報技術産業協会)	・従来より、特許電子図書館 (IPDL) において、ビジネス特許等を含む特許情報を容易に検索できるような形で提供しているところである。加えて、平成15年5月からは、コンピュータ・ソフトウェアに関するデータベース (書誌的事項のみ) の検索サービスも開始し、ビジネス特許やIT分野における先行技術を幅広く検索する手段を提供しているところ。 また、従来より出願・登録等のオンライン手続きを促進するために、オンライン出願申請ソフトを開発し、希望者に無料で配布しているところ。さらに、平成17年度にはインターネットによる申請を可能とするなど利便性の向上を推進してまいりたい。
	・ワンストップサービスの整備	(意見1) (1)民間事業者に対しても同時に接続・手続きできることが総合的なワンストップサービスとしての望ましい姿であり、その実現に向けて官民共同で検討を進めていただきたい。 ((社)電子情報技術産業協会、日本電気(株)) (意見2) (1)ワンストップサービス実現に向けて、利用者の手続にとっては中央/地方の区別はないので、中央省庁との地方公共団体の連携強化を図るべき。(日本電気(株)、マイクロソフト(株)) (意見3) (1)コンビニエンスストア及び郵便局を国レベルで電子自治体の一翼を担う方策の一つとして位置付けるべき。(岐阜県) (意見4) (1)ワンストップサービスの実現に必要な、1回の入力の数箇所管行政主体・部局への振り分けを円滑に行うため、XMLタグの標準化について取り組むべき。(富山県)	・電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用し、国の行政機関はもとより地方公共団体等関係機関の電子申請システムとも連携し、申請・届出等手続の案内情報の入手から実際の手続までをインターネットにより一元的に行うことができる総合的なワンストップサービスの仕組みを2005年度末までに整備するとしている。 ・総合的なワンストップサービスの実現に向け、システム形態、各機関との連携方法、運用方法等の課題について検討を行い、2003年度末までに整備方針を策定することとしており、その中で、民間事業者 (電話会社、ガス事業者、金融機関等) への手続きをも含めたワンストップサービスの基本的な考え方を整理することとしている。 ・電子政府構築計画に基づき、国民に身近な施設から容易かつ安全に各種システムを利用することができるよう必要な環境の整備を進めることとしている。 ・総合的なワンストップサービスの仕組みを整備する中で検討してまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・輸出入・港湾ワンストップ化について	(意見1) (1)貿易金融EDIは、通関情報処理システム(NACCS)との連動とNACCSとの接続制限緩和が急務。官主導で積極的に推進すべき。(日本PKIフォーラム) (意見2) (1)港湾関係手続きのワンストップサービスを促進すべき(日本電気(株))	・2003年度(平成15年度末)までの実現を予定している輸出入手続きの電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出入手続きの電子申請システムと貿易関連手続きの電子化に係る民間システムとの連携等を推進することとしている。また、輸出入・港湾に関するすべての手続きについて、既存システムの相互接続にとどまらず、国際的な調和に留意しつつ、改めてその徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用経費の低廉な新しいシステム構築について検討し、既存の業務・システムに係る最適化計画を2005年度末までのできる限り早期に策定することとしている。
	・自動車保有関係手続きのワンストップ化	(意見1) (1)自動車保有関係手続きのワンストップ化については、継続車検における領収書の位置付けを明確に定め、ワンストップサービスとリンクできるように整備して欲しい。(日本マルチペイメント推進協議会・日本マルチペイメント運営機構)	・今後、ワンストップ化を推進するにあたっては、御指摘の点を踏まえて、関係府省で検討してまいりたい。
	・電子文書の長期保存	(意見1) (1)デジタル・アナログハイブリッド保存技術の研究開発とあるが、当社では数年前より開発している。(富士マイクロ(株))	・既存の技術にも留意しつつ、研究開発を推進して参りたい。
	・電子文書の管理及び長期保存のガイド作成	(意見1) (1)各府省の行政文書だけでなく、地方自治体、独立行政法人での電子化が進むことが確実なことから、早急に全ての公的機関において統一された管理ガイドに従った運用が求められるため、2005年以前のできるだけ早い時期に研究会を立ち上げてデジタル及び、デジタル・アナログ・ハイブリッド技術を活用した、最良の実践のためのガイドを作成すべき。((社)日本画像情報マネジメント協会)	・御指摘に留意しつつ、検討してまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・属性認証について	(意見1) (1)属性認証についても統一的な方策が示されれば、企業の公印管理部門の負担軽減に資すると思われる。その上で、地方公共団体との間の申請手続についても、国と同様の措置が講じられるよう、対応されたい。 ((社)日本経済団体連合会)	・電子署名を行った者を証明する認証業務において、電子証明書に利用者の氏名や住所のほか、利用者に係る資格や役職等の属性情報を記録することは可能である。 電子証明書に記載された利用者の属性については、自ずからその信頼性が明らかである(例えば、資格者団体がその加入者の属性を証明している)場合もあり、属性認証に関する統一的な位置付けについて、利用者やこれを受け取る側のニーズを踏まえつつ、検討を行うことが必要である。
	・税や社会保険料等の「電子納付」利用促進のために政府広報・重点政策への反映を希望	(意見1) (1)行政サービスを含め、IT化推進には決済、すなわち「電子納付・収納」の同時実現が必要不可欠です。e-Japan 重点計画-2003(案)において、その重要性をぜひとも織り込むべき。 (2)政府の担当各府省による広報の一層の充実希望。(日本マルチペイメント推進協議会・日本マルチペイメント運営機構)	・電子納付については、電子政府構築計画に盛り込み、引き続き施策を推進していくこととしている。 ・電子政府構築計画において、オンライン利用の普及・啓発を行うこととしているところ。
	・ITベンチャー企業育成	(意見1) (1)国のIT調達での中小企業・ベンチャー枠を拡大すべき(同旨1件) (意見2) (1)IT関連の中小企業の受注実績を公表すべき (意見3) (1)世界で通用するITベンチャーを生み出すことは重要である。ITベンチャーからの調達拡大についてはすぐに行動できるのではないか。 (意見4) (1)関係機関を含め行政機関において実施する全ての公的政策についてベンチャー枠をつくるべきである。特にホームページ制作などはベンチャー向きである。	・ベンチャー企業の育成は重要と認識。具体的手法についての課題を早急に整理しつつ対応してまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
Ⅲ 重点政策5分野			
【Ⅲ.1】世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成	・ブロードバンド環境の整備について	(意見1) (1)デジタル・ディバイドを是正するために、多様な手段によるブロードバンド環境の構築を推進すべき。 (2)インターネットとは、携帯端末を含めコンピュータとコンピュータのデータをやり取りをするためのインフラ及び通信方式と考える。	・「Ⅲ.1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」において、「ブロードバンド型サービスの本格展開のため、高速・超高速インターネットを全国的に普及させるとともに、無線インターネットの普及のための環境整備等によって、いつでもどこでも何でもつながるユビキタスネットワークの形成を推進し、デジタル情報社会の間に自由な交換、共有できる基盤を整備する」ことを目標とし、具体的施策を展開している。
	・公共施設管理用光ファイバ及びその収容空間の整備、開放について	(意見1) (1)民間事業者がネットワーク構築を進める上で、公共施設管理用光ファイバを開放等して頂くことは、非常に有益であるため、更なる促進をお願いしたい。(ジェイフォン(株))	・「Ⅲ.1. (3) ア a) i 公共施設管理用光ファイバ及びその収容空間の整備、開放」を着実に推進して参りたい。
	・線路敷設の円滑化について	(意見1) (1)手続きの申請方式については、すべての道路・河川において整合性をとるべき。したがって、直轄国道以外の国道、都道府県道、都道府県知事管轄区間の河川についても、占用許可申請等の電子化を早急に進めるべき。(日本テレコム(株))	・地方公共団体が管理する道路及び河川における占用許可申請の電子化については都道府県の判断によるところではあるが、国としても「Ⅲ.1. (3) ア a) iii 手続の迅速化」にあるとおり、導入についての協力、オンライン化の推進を要請することとしている。
	・IPv6の普及促進について	(意見1) (1)IPv6 ネットワークへの速やかな移行を図る上では、多様な分野においてIPv6を利用した新サービスを早期に立ち上げ普及させていくことが必要である。そのためにアプリケーションレベルの実証実験を充実させ、トップランナーとなりえるサービスを早期に実用化していくことが必要と考え、以下の取り組みをお願いしたい。(情報通信ネットワーク産業協会) ・IPv6を利用した多様なサービスの早期実現に向けたアプリケーションレベルの実証実験の充	・「Ⅳ.1. (2) ①オ a) 情報家電のIPv6化に関する総合的な研究開発」において、「2005年までにすべての国民が、場所を問わず、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるIPv6が実装されたインターネット環境を実現する。また、ブロードバンド時代に向けて必要となる端末機器等の通信・放送に係る研究開発、実証実験等を促進する」としている。今後とも「Ⅲ.1. (3) ①ア c) IPv6 普及促進」に示す取り組み等を通じて、国民の理解を深めるよう努めて参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		実。 (2)IPv6 普及のための税制優遇措置や融資、移行のために必要な措置について、より一層広報に力を入れて頂きたい。また、この普及には、国民の理解を高めることが必要不可欠であり、IPv6 の普及が国民に与えるメリットについて国民に向けた広報により注力して頂きたい。 ((社)電子情報技術産業協会)	
	・システムの安全性・信頼性について	(意見1) (1)IPv6、電子タグの普及・利用促進に際してプライバシーとトレーサビリティの関係について慎重に検討し、プライバシーを確保することができるようになる技術の確立などを求める。 (マイクロソフト(株))	・「IV.1. (2) ⑦新技術を用いたシステムの安全性等に関する課題等の調査研究」において、「ア) ユビキタスネットワーク時代の電子タグに関する課題の調査」および「イ) 電子タグ等の情報管理に必要な社会的規範等に関する調査研究」を行うこととしている。
	・電力線搬送通信 (反対)	(意見1) (1)無線業務と共存可能な電力線搬送通信の実現は困難であり重点政策5分野に含むのは不適當である。(名古屋大学太陽地球環境研究所太陽風グループ、日本短波クラブ) (2)電波天文業務と共存可能な電力線搬送通信の実現は現状で困難であり、本重点計画への記載は不適當である。(東北大学大学院理学研究科附属惑星プラズマ・大気研究センター) (3)「家庭内の電力線の高速通信への活用」の項は、削除することを強く要望する。((社)日本アマチュア無線) (4)ITU 規則並びに学術的な観点から、具体的目標値のあげることの出来ない電力線通信を”具体的な施策”内に含むのは不適當。(日本学術会議) (5)インピーダンスが不定の家庭引き込みの電力線を用いた高速通信は電磁界計測に致命的な	・電力線搬送通信については、「e-Japan 戦略II」にあるように、他の無線通信や既存の放送等に影響を与える恐れがあるものの、サービス提供基盤整備費用低減、使いやすいシステムの実現、家庭内における高度な IT 活用・普及等に極めて効果が大いことから、研究開発の推進やその結果の公開等を通じて実用上の問題がないことが確保されたものについて活用を推進することが重要と認識している。このため、まずは、実用上の問題がないことを確保するために必要な技術の検証を行っていくことが必要であり、そのための実証実験を実施できるよう、関係の省令改正等を行うこととしている。 なお、平成 14 年に開催された、総務省の「電力線搬送通信設備に関する研究会」での実験や検討の結果、電力線搬送通信設備の使用周波数帯を拡大した場合、無線通信や放送等に対する有害な混信源となり得ることが判明したことから、現時点において電力線搬送通信設備の使用周波数帯の拡大はしないこととされている。その一方で、同研究会は、漏洩電波を大幅に低減するための技術の開発が期待されることから、研究開発等を継続することが必要であることも提言している。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		打撃を与えるので容認できない。(国際地球物理測地学連合) (6)短波帯を使用しての海外交信は高感度設備が必要であり、その設備に影響がでない様に十分な調査、配慮の検討をすべき。 (7)実験は遮蔽室内に限定すべき。 (8)電灯線から流合する雑音による妨害・障害がある。 (同旨 548 件)	また、電灯線から流合する雑音による妨害や障害についても検討されるべき課題と認識している。
	・電力線搬送通信（賛成）	(意見1) (1)高速電力線通信からの漏洩電波による無線通信や放送等への影響について、実用上の問題の有無を検証可能とする措置を可及的速やかに実施して頂きたい。(関西電力(株)、高速電力線通信推進協議会、松下電工(株)、ラインコム(株)) (2)家庭でのサービス多様化推進方策の検討を、高く評価する。また、家庭内の電力線の高速通信への活用についても、大変意義深いものであるとする。((株)エル・クエスト)) (3)高速電力線通信が早期に実現されることを要望する。(同旨 3 件)	・電力線搬送通信については、「e-Japan 戦略II」にあるように、他の無線通信や既存の放送等に影響を与える恐れがあるものの、サービス提供基盤整備費用低減、使いやすいシステムの実現、家庭内における高度な IT 活用・普及等に極めて効果が大いことから、研究開発の推進やその結果の公開等を通じて実用上の問題がないことが確保されたものについて活用を推進することが重要と認識している。このため、まずは、実用上の問題がないことを確保するために必要な技術の検証を行っていくことが必要であり、そのための実証実験を実施できるよう、関係の省令改正等を行うこととしている。 なお、平成 14 年に開催された、総務省の「電力線搬送通信設備に関する研究会」での実験や検討の結果、電力線搬送通信設備の使用周波数帯を拡大した場合、無線通信や放送等に対する有害な混信源となり得ることが判明したことから、現時点において電力線搬送通信設備の使用周波数帯の拡大はしないこととされている。その一方で、同研究会は、漏洩電波を大幅に低減するための技術の開発が期待されることから、研究開発等を継続することが必要であることも提言している。
	・地理的情報格差の是正について	(意見1) (1)条件不利地域において、FTTH を利用できるよう民間通信事業者の設備投資を促進するための思い切った支援制度を創設すべき。(島根県) (2)条件不利地域等における加入者系アクセス	・「III.1. (3) ①イ) 地理的情報格差の是正」において、「民間によるネットワーク整備とその支援を原則としつつ、地方公共団体等の公共ネットワーク、公衆用インターネット端末等の整備を支援し、地域住民のインターネットアクセス環境を向上させる」としている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		網のブロードバンド化への支援の拡充が必要である。(北海道) (3)条件不利地域におけるインフラ整備を推進すべき。	
		(意見2) (1)地域差・年齢差によるデジタル・デバイドの是正のための公共無線 LAN の利用と、安価なアクセスポイント設置を提案する。((株)プラズマ)	・公衆無線 LAN の整備について、2.4GHz 帯無線 LAN における伝送速度の高速化や、5GHz 帯無線アクセスシステムの制度整備、25GHz 帯における新たな周波数の確保や超低利融資、税制優遇措置等を講じることにより、無線インターネットアクセス環境の整備を促進している。 また、競争環境整備及び事業者間の競争等の結果、我が国の光ファイバを用いたサービスの料金は、世界でも最も低廉な水準となっているところ。今後も事業者間の競争等を通じ、一層のサービスの低廉化・高度化が進展することを期待。
		(意見3) (1)条件不利地域においては、加入者系光ファイバ網等のネットワーク整備のみならず、地域毎の実情を考慮し、衛星通信システム等の多様な無線通信システムの利用を考慮すべきと考える。(JSAT(株)) (2)へき地や山間部さらに開発途上国に対して衛星経由インターネットを安価に提供し全国で均質なサービスを受けられるようにして欲しい。	・「Ⅲ.1. (3) ①ウ) ブロードバンド時代に向けた研究開発の推進」において、「無線超高速の固定用国際ネットワークを構築するため、2005 年までに超高速インターネット衛星を打ち上げて実証実験を行い、2010 年を目途に実用化する」としている。
		(意見4) (1)過疎地で有線のネットワークを敷設・維持することは高コストとなるので無線インターネットでブロードバンドを提供して欲しい。	・「Ⅲ.1. (3) ②ア) 電波の有効利用の推進」において、「世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境構築のために必要な中長期的な周波数需要に対応するため、2003 年度中に電波政策ビジョンを策定し、同ビジョン及び諸外国の動向を踏まえ、無線 LAN 等の高度化・利用拡大のための周波数分配について 2005 年度までに結論として得る」としている。
		(意見5) (1)各都道府県にインターネットエクスチェンジ (IX) を設置して欲しい。	・商用 IX については、基本的には民間主導で整備が進むものと考えているが、政府支援が必要かどうかについて、さらに検討すべきものと考えている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・ブロードバンド時代に向けた研究開発の推進について	(意見1) (1)既存の民間衛星で研究可能な技術とミッションを明確に切り分けると共に、あくまでも提供可能なサービスを定義した上で官・民・学共同で推進していただくことを願います。 衛星の搭載機器の技術開発のみならず、その提供形態、対象地域、通信制度上の規制緩和策等、広く取り扱って頂くようお願いする。 (JSAT(株)) (2)全国的なブロードバンドネットワークを構築するためには無線 LAN に限定せずに衛星システム等を含めた広域な通信手段の活用による環境整備をお願いする。(JSAT(株))	・「Ⅲ.1. (3) ①ウ ブロードバンド時代に向けた研究開発の推進」において、「無線超高速の固定用国際ネットワークを構築するため、2005 年までに超高速インターネット衛星を打ち上げて実証実験を行い、2010 年を目途に実用化する」としている。
	・競争環境の整備について	(意見1) (1)競争政策の徹底を図る電気通信事業法改正案が成立したが、IT 国家の基盤となる通信サービスに地域格差が生じないよう、バランスのとれた競争政策を要請する。(島根県) (意見2) (1)FTTH も、ADSL 同様、収容局階層での開放によって公正な競争環境が整備され、利用者単位等の開放形態(一戸建への低廉な提供環境の実現等)の条件整備を継続・推進すべき。 (KDDI(株))	・今回の電気通信事業法の改正では、国民生活に不可欠なユニバーサルサービスについて、引き続きあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるために必要な措置を講ずるとともに、事業者間の競争の進展を通じた利用者利益の増大を図るために必要な措置を講じている。 なお、採算性等の問題から民間事業者による整備が期待できない過疎地域等の条件不利地域における情報格差の是正を図ることが必要であることは認識しており、「Ⅲ.1. (3) ①イ) 地理的情報格差の是正」に掲げている施策を着実に推進して参りたい。 ・多種多様なサービス形態に応じた光インフラの新たなオープン化形態についても十分に勘案して参りたい。
	・高速・超高速インターネット利用環境の整備について	(意見1) (1)全国的な利用環境の整備にあたってはネットワークのオープン化が大前提と考える。公正な競争条件を整備していただくことにより、利	・設備ベースにおいても競争を進めることが重要であるが、設備ベースでの競争が十分に進展していない現状においては、ネットワークのオープン化により、サービスベースでの競争を促進することは、今後とも重要な役割を果たすと認識している。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		利用者のニーズに基づいたサービス提供を各事業者が行っていくことが、国民の利益に資するものとする。（KDDI(株)）	
	・公正取引委員会の機能強化について	（意見1） (1)固定通信分野におけるドミナント事業者に対して、その利用部門と他事業者との同一的取り扱いを行うよう公正取引委員会による十分なチェックが必要。（KDDI(株)） (2)電気通信分野においては、公正取引委員会と総務省とのさらなる連携の強化を推進して頂くようお願いしたい。（ジェイフォン(株)） (3)公正取引委員会の体制強化にあたっては、総務省、公正取引委員会が、更なる情報の共有・政策の構築並びに管轄についてルールを構築して頂くことを要望する。（日本テレコム(株)）	・「Ⅲ.1. (3) ①エ i) 自由かつ公正な競争の促進」において、「IT 分野及び IT を利用した事業活動に係る競争を阻害するような独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、2003 年度に公正取引委員会の体制強化、機能の充実について、所要の措置を講ずる」としている。
	・電気通信事業紛争処理委員会の機能強化について	（意見1） (1)電気通信事業紛争処理委員会殿の紛争処理機能をより高めるために、高度な専門性を有した体制の整備に向けた取り組みを、引き続きお願いしたい。（ジェイフォン(株)） （意見2） (1)電気通信事業紛争処理委員会の斡旋・仲裁の対象については、営業上の問題（例えば、支配的事業者による特定の事業者に対する差別的取扱い）等も対象として頂くよう要望する。また、その場合においては、ドミナント事業者の反競争的行為を防止するためのインセンティブ（抑止的効果）としての罰則規定の見直しもあわせて検討して頂くよう要望する。（日本テレコム(株)）	・電気通信事業紛争処理委員会においては、高度な専門性を有する委員・特別委員を擁するとともに、事務局の組織定員の拡充を図ったところであり、今後必要に応じてその体制を更に強化していくよう努めていくこととする。 ・ある電気通信事業者が特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いをしているのではないか、といった問題については、接続又は共用協定の締結、卸電気通信役務の提供に関する契約の締結、若しくはデータベース等の設備の利用又は運用に関する契約の締結等の問題であることから、電気通信事業紛争処理委員会の斡旋又は仲裁の申請を行い、処理を求めることは、現行法令の下でも可能であり、申請があれば、電気通信事業紛争処理委員会において引き続き適正に処理していく。また、電気通信事業法第37条の2に禁止行為を設け、その罰則規定が既に定められているが、これらの見直しの必要性については、今後の紛争処理事例等を踏まえた上で検討することが適当である。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・NTTの在り方について	(意見1) (1)国際的事例では「構造分離」が有効と認識されており、NTT 殿の在り方は、今後の競争の進展状況に応じ、構造的競争政策の実現性に関し検討が進められることを期待する。(ジェイフォン(株)) (2)NTTグループの在り方としては完全資本分離が必要であり、さらに、厳密に公正競争を確保するためには、ネットワーク部門とリテール部門との構造分離（垂直分離）及び独占事業リテール部門と非独占事業リテール部門との子会社分離（水平分離）を行うことが必要。さらに、公正競争条件が確保されているかどうかについて継続的に検証を行うとともに、NTTの在り方の具体的な検討時期を明確にすべき。(日本テレコム(株))	・構造分離型競争政策の在り方については、メリット・デメリットがあり、引き続き慎重に議論を進めることが必要である。
		(意見2) (1)公正な競争の促進については、NTT の独占回帰に結びつかないような制度見直しが必要。(KDDI(株))	・平成9年の電気通信事業法改正による接続ルールの整備、一昨年の同法改正による市場支配的事業者に対する非対称規制の導入等、電気通信事業分野の公正競争の確保に向けた制度の見直しを行ってきたところであり、これらの競争促進策は有効に機能しているものと考えている。 なお、第156回国会で成立した電気通信事業法及びNTT法の一部改正法においても、接続ルール、市場支配的事業者に対する非対称規制については、維持することとされているところ。
	・電波の有効利用の推進について	(意見1) (1)30GHz 以上のミリ波は、無線アクセス、画像伝送、自動車衝突防止レーダー、踏切障害物検知装置などの近距離レーダーにわずかに使われているに過ぎず、80%以上が未使用の状況である。今後の周波数需要の逼迫に備え、高トラフィック環境の 25/27GHz の準ミリ波帯システムの利用促進は重要課題である。これらミリ波	・情報通信審議会から答申された電波行政を推進するための中長期的ビジョン（電波政策ビジョン）においても高周波数帯を有効利用する技術に関する研究開発等の推進の重要性が提言されており、ご意見に関しては今後の施策の検討の参考とさせていただく。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		帯等システムの普及にはシームレスな共同利用を促進することによる量産効果に基づく超高周波デバイスのコスト低減を図っていくことが肝要であることから、以下について推進願いたい。 ・多様なミリ波等技術の研究開発の推進（情報通信ネットワーク産業協会）	
	・世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の構築に必要な周波数の分配について	（意見1） （1）世界最先端の無線ネットワーク環境の構築に向け、電波の有効利用を推進していく際には、必要な周波数の配分等について国際的な整合性の確保をお願いしたい。	・本意見に関しては、本文に「2003 年度中に電波政策ビジョンを策定し、同ビジョン及び諸外国の動向を踏まえ、無線 LAN 等の・・・」と記載しているとおり、これからも国際分配と整合性を図りつつ、国内分配を行って行きたいと考えている。
	・無線 LAN の環境整備について	（意見1） （1）加入系無線 LAN 設備整備事業を創設すべき。（岐阜県）	・地域の実情や多様な利用者のニーズに対応した適切なインフラ整備がなされるべきものとする。 なお、民間事業者による高速・超高速ネットワークインフラ整備を促進するため、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、超低利融資、税制優遇措置等の支援策を講じている。
		（意見2） （1）公共の場における無線利活用において医療機器への影響などを考慮した開発者および利用者へのガイドラインの作成を望む。（マイクロソフト(株)）	・電波が医用機器などに与える影響を調査しており、平成 13 年度には、無線 LAN 等からの電波が病院内に設置されている医用機器への影響を調査した。また、平成 15 年度には、無線 LAN 等からの電波が植込み型心臓ペースメーカなどに与える影響を調査する予定である。これらの調査を通じてガイドライン等を策定してきており、今後も電波が医用機器などに与える影響を調査していくこととしている。
		（意見3） （1）公衆無線 LAN については帯域幅の制限があり、同一スポットでの複数事業者のサービスが困難なためローミング含めた政府主導のルール作りを望む。（マイクロソフト(株)）	・無線 LAN サービスについては、まだ黎明期にあるという状況を踏まえ、ご指摘の点も念頭におきながら、動向を注視して参りたい。
	・移動体におけるインターネット利用環境及び高精度測位社会基盤の確立について	（意見1） （1）屋外では GPS が一つの標準測位方法として認識されつつある中で、今後それと補完的な役割を担う屋内・構内での標準測位方法に関する	・今後のニーズを踏まえ、必要に応じ国としての取り組みについて検討して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		新しい方式等の研究開発についても積極的推進を要望する。((社)電子情報技術産業協会)	
	・インターネット ITS について	(意見1) (1)インターネット ITS での活用技術の明確化及び新規サービスの創出を促進するため、以下のように修文して頂きたい。 「ITS 関連情報を・・・実現する。このため、2005 年度までに高速移動する自動車において様々な大容量の情報を複数のメディアの情報に応じて切り替えができる無線ネットワークを通じて円滑かつ安価に提供、享受できるための技術を産学官協力のもと実用化する。特に、安全の確保や緊急性、公共性の高い情報については、いつでも何処にいても安価に利用できる移動通信ネットワーク環境を実現する。」((社)電子情報技術産業協会)	・ITS における高速インターネットの実現に向け、産学官協力のもと技術の実用化を目指すこととしており、インターネット ITS での活用技術の明確化については、実用化に向けた取り組みの中で検討して参りたい。また、ITS の新規サービスの創出の促進に向けては、「Ⅲ. 4. (3) ②エ) 高度道路交通システム (ITS) 及び公共交通分野の情報化の推進」 a) ～f) に各種施策を掲げており、産学官連携の下、これらの施策を推進して参りたい。
	・デジタルテレビの普及促進について	(意見1) (1)「e-Japan 戦略Ⅱ(案)」に関するパブリック・コメントで、地上デジタル放送についての意見に対し、IT 戦略本部は“今後もデジタルテレビ1億台の普及を含め、デジタル放送完全移行に向けて、関係者が一体となった取り組みを強力に推進して参りたい”とコメントしている。こうした考えをより具体化させるため、デジタル放送受信機の普及方策や、情報格差を生じさせないための地方局の中継局等設備に対する公的支援などの諸施策を盛り込むべき。((社)日本民間放送連盟) (意見2) (1)家庭内へのデジタル放送受信機器普及策の	・平成 11 年度より「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」等による税制・金融上の支援措置を設け、さらに平成 15 年度において中継局等設備も含め、対象設備の拡充を図るなど、放送事業者のデジタル化投資の円滑化を図り、デジタル放送の早期普及の支援を行っている。 なお、様々な地域的事情により民間放送事業者によるデジタル化投資が容易に進みにくいといった状況が生じることも考えられるため、デジタル放送の普及状況等を勘案しながら、必要により、公的支援の在り方について検討して参りたい。また、デジタル放送受信機の普及について、総務大臣懇談会で我が国 4,800 万の全世帯への 1 億台のデジタル放送受信機の普及目標を設定した行動計画を策定したところ。この普及目標の達成に向けて今後も関係者一丸となって地上放送のデジタル化に取り組んで参りたい。 ・「放送のデジタル化」については、「Ⅲ. 1. (目標) ⑤家庭における IT 革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		検討が求められる。(日本テレビ放送網(株)) (2)地上放送デジタル化に向けた施策の強力な推進及びデジタルテレビ受信機の普及促進を図ることが必要。(日本放送協会) (3)本年10月からは、地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送が開始され、地上テレビ放送・ラジオ放送のデジタル化により、国民への新たな情報サービスが提供される。政府においても、インターネットに関する政策提言と同様、放送のデジタル化について積極的かつ具体的な施策を講じられるよう、特段の配慮を願いたい。 ((社)日本民間放送連盟)	し、通信と放送の融合や双方向サービスを本格展開する」とされており、また「Ⅲ. 1. (3) 具体的施策③放送のデジタル化及びデジタル情報の自由な交換・共有のための環境整備」として「放送のデジタル化を推進するとともに、超高速インターネットとデジタルテレビ放送に対応したネットワーク及び機器の普及を促進する。」とされているところ。 デジタル放送受信機普及については、総務大臣懇談会で我が国4,800万の全世帯への1億台のデジタル放送受信機の普及目標を設定した行動計画を策定したところ。 この普及目標の達成に向けて今後も関係者一丸となって地上放送のデジタル化に取り組むとともに、放送のデジタル化について積極的に施策を講じて参りたい。
		(意見3) (1)デジタル・ディバイド是正のための施策として、難視聴等解消施設整備事業の追記とその強化が必要である。(日本テレビ放送網(株)) (2)地上放送のデジタル化のあたっては、新たなテレビ難視聴地域が発生しないよう、国において適切な対策を講じることが必要である。(北海道)	・平成11年度より「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」等による税制・金融上の支援措置を設け、さらに平成15年度において中継局等設備も含め、対象設備の拡充を図るなど、放送事業者のデジタル化投資の円滑化を図り、デジタル放送の早期普及の支援を行っている。 なお、様々な地域的事情により民間放送事業者によるデジタル化投資が容易に進みにくいといった状況が生じることも考えられるため、デジタル放送の普及状況等を勘案しながら、必要により、公的支援の在り方について検討して参りたい。
	・文字情報・コードの整備について	(意見1) (1)文字コード規格の整備において省庁の垣根を越えて、オープンで効率的な情報交換のための共通基盤を確立することを希望する。(マイクロソフト(株))	・「Ⅲ. 1. (3) ③カ) 文字情報・コードの整備等」において、文字情報データベースの構築について関係5省庁から成る連絡会を設置して取り組んでいるところである。
	・ケーブルテレビ(CATV)網の普及等について	(意見1) (1)「Ⅲ.1.<目標>③…(原則的に光ファイバ)…」において、地域の双方向高速ネットワークとして光ファイバのみならずCATV網(同軸あるいはHFCあるいはFTTH)も考慮されるべきと考える。	・<目標>は、IT戦略本部にて決定されたe-Japan戦略Ⅱからの引用である。なお、双方向高速のものであれば、光ファイバ以外の材質のCATV網を否定するものではない。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(修文案) 原則的に光ファイバや”地域 CATV 網” → (注) ”・・・”の部分を追記して頂きたい。 ((社)日本ケーブルテレビ連盟)	
		(意見2) (1)「Ⅲ.1. (3) ①イ) 地理的情報格差の是正」において、加入者系アクセス網としての民間事業者の具体例が記述されているため、「CATV 網」を加えるべきと考える。 (修文案)・・・民間事業者の”CATV 網”、光ファイバ網、DSL 等・・・ → (注) ”・・・”の部分を追記して頂きたい。 ((社)日本ケーブルテレビ連盟)	・「TV.3. (1) ①エ) CATV ネットワークの整備推進」において、「高速・超高速インターネットに対応するケーブルテレビ施設の普及・高度化を促進するため、地方公共団体等への支援を引き続き行う」としている。
		(意見3) (1)「Ⅲ.1. (3) ③ア) 放送のデジタル化」において、CATV のデジタル化については、政府の支援として税制・金融上の支援の他、補助金等幅広い支援を検討頂きたい。 (修文案)・・・税制・金融”等”上の支援・・・ → (注) ”・・・”の部分を追記して頂きたい。 ((社)日本ケーブルテレビ連盟)	・ケーブルテレビのデジタル化については、「電気通信基盤充実臨時措置法」等により、税制・金融上の支援措置を設け、デジタル化投資の円滑化を図っているところであるが、引き続き、日本ケーブルテレビ連盟も参加してとりまとめられた「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」の行動計画における、ケーブルテレビの地上デジタル放送の普及目標の達成に向けて関係者が一丸となって取り組んで参りたい。
	・住宅における情報通信基盤の整備について	(意見1) (1)住宅でのIT活用を推進する事が「国民的利用拡大」の最重要ポイントであると認識し、「住宅」や「住生活」に関連するところに焦点を絞り意見を述べる。(住宅情報化推進協議会) ・情報家電の普及促進をはかるため、端末機器をネットワークへ接続するための規格の整備を推進し、住宅内ネットワークの整備指針の提示と助成を行う。 ・①ア) a)iv) 情報提供の充実の後に以下を追加する。「住宅におけるIT利用イメージを国民	・e-Japan 重点計画2002に基づき、住宅における情報通信基盤を整備するため、「インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」等を策定し、インターネットによる共同住宅の情報化に際しての基本的な考え方を示すことにより、共同住宅における高速・超高速インターネットアクセス導入の円滑化を図っているところ。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		に啓発するため、情報化・IT化された住宅を「(仮称) e-house」と総称し、住まい方をイメージさせる次世代住宅モデルを示す。」	
	・ベンチマークについて	(意見1) (1)ベンチマーク(指標)に無線LANに関する項目を入れるべき。(北陸無線データ通信協議会)	・無線LANの提供形態および契約形態は多種多様であり、全ての加入者数を把握することは困難である。
【Ⅲ. 2】人材育成並びに教育及び学習の振興	・大学・大学院におけるIT人材育成の強化について	(意見1) (1)大学・大学院レベルで期待される人材について、狙うレベルが低いし、範囲も狭い(数十年前と変わらない)。今の日本が目指す目標からすればそこには相当のギャップがあるのではないかな。	・我が国の国際競争力を支える高度なIT人材の育成は重要な課題であると認識しており、このため(3)①ア) a)の各種施策を通じて、大学・大学院等のIT教育を一層強化し戦略的な人材育成に取り組むこととしている。また、高度な人材育成のためには、博士課程における人材育成なども重要であると考えられることから、専門職大学院に限定せず、IT関連専攻の修士・博士課程の拡充を行うこととしている。さらに、今後どのような政策が戦略的に必要となるかについては、関係者間で十分検討していく必要があると考えている。
		(意見2) (1)IT専門職大学院の重要性とその設置施策、支援施策を明示すべき。	
		(意見3) (1)IT、コンテンツの専門職大学院について民間が運営しやすい制度整備(設置基準の緩和、マル合問題の解決)と支援策を明記すべき。 (東京大学)	
		(意見4) (1)Ⅱ分野では、専門職大学院は重要。このため、教員規制の撤廃や丸合問題の改善を含めて、Ⅱ分野を含めた専門職大学院全体を、評価機関で扱うべき。 (名古屋大学)	
		(意見5) (1)大学教員にプログラム開発能力を持たせる必要があり、そのための援助を早急に行うべき。	・大学等におけるIT教育は重要であると認識しており、このため、(3)①ア) a)の各種施策を通じて、大学・大学院等のIT教育を一層強化し戦略的な人材育成に取り組むこととしてい

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(意見6) (1) JICA-NET を積極的に活用すべき。 (2) 国際遠隔教育を実施している大学等にも呼びかけて、教育用コンテンツの充実を図るべき。 (3) IT教育用の基礎的な教材をASEAN+3で共有するコンテンツ・センターを設立し、IT基礎教育用の共有コンテンツの多言語化を国際協力活動として展開すべき。	る。今後、どのような政策が戦略的に必要となるかについては関係者間で十分検討していく必要があると考えている。
		(意見7) (1) 「大学・大学院におけるIT教育の推進」と「産業界のニーズが高い分野のIT人材育成」は、我が国の国際競争力を支える高度なIT人材を育成するという目標の下、一体となって推進してまいりたい。また、ソフトウェアエンジニアリングに関しては、(3)①ア) b) の施策を通じて人材育成を強化していくこととしている。 ((社)電子情報技術産業協会)	・ご指摘の通り、「大学・大学院におけるIT教育の推進」と「産業界のニーズが高い分野のIT人材育成」は、我が国の国際競争力を支える高度なIT人材を育成するという目標の下、一体となって推進してまいりたい。また、ソフトウェアエンジニアリングに関しては、(3)①ア) b) の施策を通じて人材育成を強化していくこととしている。
		(意見8) (1) 第19回IT戦略本部(資料14)において、出井会長が指摘した以下の3点は重要である。これらについて、重点計画において明確な記述をするべき。 ①II章「知」：専門職の遠隔教育) ②III章「国際」：日本のコンテンツの海外での視聴) ③III章「国際」：学位の国際通用性(米国UCバークレイ)	e-Japan重点計画-2003では、p58 a) 大学・大学院等におけるIT教育の推進」の各種施策を通じて、我が国の大学等におけるIT教育を強化し、国際通用性のある人材を育成することを通じて、戦略の趣旨を実現させることとしている。 趣旨を明確化するためP58の12行目～を以下の通り修正 大学・大学院等において、国際競争力向上に資する新興IT分野における研究者や企業の第一線で活躍するIT人材など、国際的に通用する高度な人材を戦略的に育成する。 あわせて、……」
	・産業界の求めるIT人材育成について	(意見1) (1) 高度なIT人材像としてITサービス人材だけでなく、インフォマティクス分野の人材に関する検討も含めるべき。 (2) e-Learning 推進にあたり、教材の品質向上策、及び投資対効果向上のための標準規格準拠	(1) ご指摘のような分野のIT人材育成も含めて(3)①ア) a) i) の新興分野における戦略的人材養成の取り組みの中で検討してまいりたい。 (2) e-Learning に関して、(3)①ウ) b) 「アジアにおけるe-Learning の推進」の各種施策を通じて、システムやコンテンツ

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		推進や相互運用性向上の推進を明確にすべき。 (日本ユニシス(株)、(社)電子情報技術産業協会) (意見2) (1)大学院等の拡充や産業界のニーズを踏まえた教育を行うためには、教育者や職員の教育も明確な課題として位置づけるべき。 ((社)電子情報技術産業協会)	などについて国際的にも相互運用性のあるものとなるよう取り組むこととしている。 ・IT人材の育成において教育者の指導力向上は重要な課題であると認識しており、(3)③ウ)の各種施策を講じることとしている。また、大学等において産業界のニーズを踏まえた実践的な教育を行うため、「大学・大学院におけるIT教育の推進」と「産業界のニーズが高い分野のIT人材育成」を一体となって推進してまいりたい。
	・ITに関する職業能力開発について	(意見1) (1)失業者のための、ネットワーク関連の職業訓練を充実すべき。 (意見2) 以下の施策を推進願いたい。 ITスキルの向上を目指す個々の勤労者 在職者、失業者、休職者)支援のための教育バウチャーの導入、e-Learningによるカリキュラムの開発等個人主導の教育訓練の強化。 (情報通信ネットワーク産業協会)	・急速なIT化の進展に伴う雇用のミスマッチの解消、高度なIT社会構築をリードする人材育成という観点から、これまでもe-Japan 重点計画に基づき、離職者及び在職者を対象とした職業訓練や個人の学習支援を2001年度には178万人、2002年度には102万人規模で実施してきたところ。さらに、e-Japan 重点計画-2003においても(3)①イ) a)で、2003年度中に約70万人に対して職業能力開発を実施することとしている。また、教育訓練給付金制度により、IT関連の教育訓練の受講を含め、個人主導の能力開発を支援しているところ。
	・障害者・高齢者のIT活用推進について	(意見1) (1)現在パソコンなどに接する機会のない人々が高齢になってから高度IT社会で困ることのないよう教育の機会を与えるべき。 (意見2) (1)障害者・高齢者のIT利用促進を図るために、アクセシビリティ分野の技術開発・普及にも着目すべき。 (社)電子情報技術産業協会ほか1件)	・ITは障害者や高齢者の社会参加を促進する重要なツールであり、ITの活用により障害者や高齢者が経済社会の中で高い能力を発揮できるようにすることは重要である。このため、(3)②ア)の各種施策やイ) a)の地域住民のIT利用サポートなどに取り組むこととしている。また、誰にでも使いやすいバリアフリー通信技術等の研究開発にも取り組むこととしている。
	・学校におけるIT教育の推進について	(意見1) (1)ハードウェア整備も必要だが、教育できる人材の育成や情報社会を創生するという方向の取り組みについて共通理解が学校教育に必要。	・ご指摘の通り、単に、IT環境整備や情報に関する教科新設だけではIT教育は十分ではなく、教員のITリテラシー向上やコンテンツの充実、また、高度IT社会を生きる上で必要な有害情報問題等の情報モラルへの配慮、著作権教育など総合的に取り組

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(2)学校に情報教育に関する科目を新設するだけで終わることなく、正しく情報教育できる体制や方法を提供することが肝心。	む必要があると認識している。このため、(3)③イ)においてもIT教育の推進に当たって多様な観点から方策を実施することとしており、効果的に子どもたちにITリテラシーを身につけられるように配慮している。
		(意見2) (1)子どもたちに実態的に著作権の尊重思想を身につけさせるため。児童・生徒に代わって教育委員会が予算を使って支払うという仕組みで著作権の大切さを教える技法を導入すべき。 (財)21世紀教育の会情報教育プロジェクト)	・著作権に関する知識や意識の涵養は重要であると認識しており、このため、(3)③イ) a) iii) において著作権に関する総合的な教育事業を実施することとしている。
		意見3) (1)ITインフラは一度整備したら終わりというものではなく、技術の進歩とともに、できるだけ最新に近いものにコンスタントに入れかえていくことが必要。 (2)学校でITの技能を活用するために教員にその指導力を与えるための仕組みとして、ITを道具として使うための理論を把握するための学習機会を設けるべき (マイクロソフト 株))	(1)学校教育においてITを活用していくために最適なIT環境を整備することは重要であると認識しており、このため、(3)③ア)の各種施策について「ブロードバンド化等の時代の変化に的確に対応したIT環境を整備する」こととしている。 (2)教員のITリテラシー向上のため、(3)③ウ) a) において、国・都道府県・各学校の段階ごとの体系的な研修を実施しているほか、II. 5「知」(2)①ウ)においてもe-Learningを活用して教員が自由な時間に必要なITスキル等を学ぶことができるようにすることとしている。
		意見4) (1)学校の「IT環境の整備」について、計画達成の前倒し及び1人1台使える環境を早期に実現すべき。 (2)教員のITリテラシー向上と授業でのコンピュータ活用をより推進させるため、以下の施策に取り組むべき。 ・児童生徒情報の管理や学校事務の効率化 ・成績情報の有効活用による生徒指導 ・グループウェアの活用等	(1)学校教育におけるIT活用を進めるためには、IT環境の整備だけでなく、教員のIT活用指導力の向上や教育用コンテンツの充実など総合的に推進することが必要である。このため、今後とも、2005年度を目標に各自治体の実情に応じて総合的に取り組んでいくことが適当であると考えている。 (2)教員のITリテラシーの向上や授業でのコンピュータ活用の推進は重要であり、このため、(3)③の各種施策に総合的に取り組むこととしている。成績管理等の学校事務のIT化については、各自治体・各学校ごとの状況に応じて整備が進められることが適当であると考えている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(社)電子情報技術産業協会、日本電気 株)	
		意見5) (1)有害情報フィルタリングの普及推進は行うべきではない。行う場合においても透明性と利用者への説明責任を条件とするべき。	・インターネット上に氾濫している違法・有害な情報や出会い系サイト等に起因する犯罪から子どもたちを守る必要が高まっていることから、(3)③イ) d)の各種施策を通じて、学校、家庭、プロバイダーなどが連携しつつ、フィルタリングソフトの普及・広報啓発や情報モラル育成に取り組むこととしている。
		(意見6) (1)IT指導力向上に向け、先ず、先生一人に1台のPCとインターネット環境を整備すべき。 (2)学校への外部人材登用について、全国の小中高等学校数を考えれば、1万人程度では十分とは言えない。施策を充実すべき。 (情報通信ネットワーク産業協会)	・IT教育の担い手を育成・確保するため、(3)③ウ)の各種施策及びII. 5「知」(2)①ウ)の施策を通じて国・都道府県・各学校の各段階ごとの体系的な研修やe-Learningを活用した研修、また、IT関連の外部人材の学校現場での活用に取り組むこととしている。さらに、今後どのような政策が必要であるかは十分に検討される必要があると考えている。 また、教育用コンテンツについては、(3)③エ)や(3)③オ)の取り組みを通じて、教育情報ナショナルセンターにおける情報提供機能の整備を進めつつ、学校現場で利用可能なコンテンツを充実させることとしている。
		(意見7) (1)デジタル教材を活用した教育の担い手の育成やデジタル教材等の購入にかかる教育現場への財政的な裏づけその他実情を十分に踏まえた政策対応が必要。 (日本放送協会)	
		(意見8) (1)「教育情報ネットワークの全国展開」について、国内にとどまらず、将来的に日本発のアジア全域まで展開していくことを見据えたブランドデザインを描くべき。 (JSAT(株))	・教育情報衛星通信ネットワークについては、学校教育・社会教育に関する情報を提供することにより、教育の充実・教育の情報化を推進するものであり、2005年度までに全国的な展開を図るための受信設備の配置をその目標にしている。なお、(3)①ウ) b)においてe-Learningにより日本発の教育をアジア各国へ発信する取組を行うこととしている。
		(意見9) (1)英語が使えるようになるためには実践の場が不可欠であり、ITを利用した国際交流活動	・今年度から(3)③イ) a) ii)の「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を着実に実施し、コンピュータやインターネットを活用し、学習活動の充実を図りながら、基礎的・実

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		を推進して積極的に場を提供していく施策が必要。	実践的コミュニケーション能力の育成を図ることとしている。
	・その他	(意見1) (1)大検の最低年齢制限の15歳まで引き下げや、大学院受験資格も大学卒業要件をはずし、15歳以上とするなど高校教育以降は複数の道を取れる体制を整備すべき。 (意見2) (1)英語だけでなく、中国語教育に本腰を入れるべき。また、交渉力・ディベート能力の教育も、国際化社会においては不可欠。長期的展望で臨むべき。日本PKフォーラム)	・我が国の国際競争力を支える高度な人材育成のため、中等・高等教育は重要であると認識している。どのような教育制度が今後必要であるかについては関係者間で十分な検討が必要であると考えている。 ・IT化に伴い一層加速するグローバル化の中で、国際的なコミュニケーション能力の育成は重要であると認識しており、(3)③イ) a) ii) の「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を着実に実施し、基礎的・実践的コミュニケーション能力の育成を図ることとしている。なお、英語以外の外国語については、各学校の実情に応じ、適切に取り組んでいる。
【Ⅲ.3】電子商取引等の促進	・アジア域内で運用可能な公開鍵基盤(PKI)の整備	(意見1) (1)アジア域内公開鍵基盤は立ち上げ期にあり、民主導ではなく、国営企業・公社による事業立ち上げ、後に民営化のシナリオが望ましい。またアジア各国の法制度検討は、官民共同委員会とすべき。日本PKフォーラム)	・ご指摘の点に留意しつつ、アジア各国の実情に応じた適正な公開鍵基盤(PKI)の整備を推進して参りたい。
	・小額電子決済基盤の整備・充実	(意見1) (1)インターネットコンテンツに対し手軽に小額決済できる仕組みは、我が国コンテンツ産業の発展にも有効。韓国と同様な住民基本台帳番号を用いるシステムは困難と考えるが、小額電子決済基盤の整備・充実を要望する。((社)電子情報技術産業協会)	・既に民間において対応が進んでいる分野であることを踏まえた検討を行って参りたい。
	・ITの積極的な利用を阻害する制度の見直し	(意見1) (1)IT化を進める上で障害となる制度の是正を積極的に推進すべき。具体的には、ITの利活用を前提とし、急速な技術革新に対応した各種制度	・ITの積極的な利用を阻害する制度については検討の対象とし、内閣官房が取りまとめるアクション・プランに反映することとしている。なお、税制面では、平成15年度においてIT投資促進税制を創設したところである。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		の是正(例:税制における減価償却制度 ルーター等インターネット関連機器の法定耐用年数の適正化等)を考慮されたい。(情報通信ネットワーク産業協会)	
	・商品コードの標準化	(意見1) (1)「商品トレーサビリティシステムの普及に向けた商品コードの標準化」について、担当省庁は経済産業省だけでなく、「Ⅱ. 2. 食」に係る食品トレーサビリティシステムの担当府省である農林水産省等の関係府省まで含めた記載とすべき(商品コードの標準化は、「食」の分野における重要事項。)。((社)電子情報技術産業協会)	・ご指摘の点については、関係省庁と連携を図りつつ実施して参りたい。
	・ソフトウェア市場の拡大	(意見1) (1)e-Japan は、1にも、2にも中小ソフトウェア企業活性化に集中すべき。特定非営利活動法人地域自立ソフトウェア連携機構)	・Ⅲ. 3. (3)②イ) b)において、中小ソフトウェアベンチャーへの支援を記述するなど、ご指摘の趣旨は十分認識しているところ。
		(意見2) (1)「ソフトウェア・エコシステム」が現在までのソフトウェア技術の飛躍的な発展に果たしてきている重要な役割を認識し、これを効率的に活用していくことが更なる国際競争力の向上に重要。(マイクロソフト株)	・産学官の連携を図るとともに、研究成果の社会移転を推進して参りたい。
	・次世代位置情報サービス	(意見1) (1)標準化を強力に推進する姿勢を示すべく「位置情報に係る各種の標準を調整できる体制を整備する」を「位置情報に係る各種の標準化を早期に進める」と修文されたい。((社)電子情報技術産業協会)	・本施策は、現在、個別になされている各関連標準化活動を調整するものであり、もって早期の標準化に資するもの。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・ADRについて	(意見1) (1) ADRは特に国際的電子商取引において重要。海外有識者も交えた委員会を設置し検討に着手すべき。(日本PKフォーラム)	・電子商取引推進協議会(ＥＣＯＭ)等が、ADRの仕組みを含むトラストマーク制度の国際連携等の取り組みを精力的に実施しているところ。
		意見2 (1) ADR制度の基盤整備には期待するが、事業者と消費者の情報格差は大きいので、消費者が利用しやすく、かつ実質的に事業者と対等な立場で交渉できる環境作りに配慮すべき。((社)電子情報技術産業協会)	・ご指摘の点については、「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」において、消費者がインターネットを通じて手軽にADR等に関する情報にアクセスできるよう、民間機関によるポータル・サイトの作成・運営活動を積極的に支援する旨記載しているところであり、こうした取り組みを通じ、事業者と消費者の情報格差の是正が図られるものと期待。
		意見3 (1) 「ADR」の語は、まだ日本語として定着していないため、脚注等で意味を記載した方が良い。((社)電子情報技術産業協会)	・ご指摘を踏まえ、脚注に以下のとおり記載。 <u>ADR: Alternative Dispute Resolution (裁判外の紛争解決手段) の略。</u>
【Ⅲ. 4】行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進	・行政サービスの向上は民間企業先行民間事例を利用すべき	(意見1) (1) ITによる行政サービスの向上は企業におけるBPRと類似している面が多い。先行して行った民間の知見を利用して効率よく推進すべき。(日本ユニシス(株))	・IT化に対応した業務改革を行うにあたっては、政府全体として、統一的な手法による業務・システムの体系的な整理を行い、その中でITの活用により特に効果が期待できるものについて、エンタープライズ・アーキテクチャの手法を用いて、業務・システムの最適化計画を策定することとしている。最適化計画では、「将来在るべき姿」を描き、それに向けて業務・制度の見直しに取り組むこととなる。ご指摘いただいた民間企業等の知見も活用してまいりたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・国と地方自治体が一体となった取り組みの推進	(意見1) (1)電子政府構築計画」で示された協議会の設置による情報の共有化等、国と一体となった取り組みの推進 ・情報セキュリティや個人情報保護に関する統一基準の制定と制度化 ・地方自治体におけるCIO及び外部専門家等によるCIO補佐官の積極的登用の支援(情報通信ネットワーク産業協会)	・国・地方公共団体間における実務者による協議会を設置し、国・地方を通ずる行政情報化を総合的・一体的に推進してまいりたい。 ・セキュリティについては【III 5】(3)①ウで「地方公共団体のセキュリティ確保」を推進することとしている。 ・電子自治体推進指針の中で「CIOを中心とする全庁的な推進体制の整備」について促進しているところ
	・電子自治体構築の支援	(意見1) (1)電子自治体の構築に向けた支援として整備されるシステムについては、地方公共団体が構築を進めている各種システムと連携が容易なものとしていただきたい。(富山県)	・地方公共団体が扱う行政手続のオンライン化の速やかな実現に向け、都道府県・市区町村の意見や要望を十分踏まえたうえで支援を行ってまいりたい。
	・国、都道府県、市町村協議会(仮称)の進捗状況のIT戦略本部への報告	(意見1) (1)「電子政府構築計画」において2003年8月までに設置することが謳われている「電子政府・電子自治体推進のための国、都道府県、市町村協議会(仮称)」について、協議の節目節目でIT戦略本部に対して進捗状況を報告されたい。 ((社)日本経済団体連合会)	・協議会の進捗状況については、適宜IT戦略本部に報告してまいりたい。
	・電子自治体推進の責任体制の整備	(意見1) (1)国から都道府県に対し、電子化推進支援本部等の設置を促し、国と同様に、地域の電子自治体の構築計画の把握と進捗管理を行う責任体制を整備していただきたい。 ((社)全国地方銀行協会)	・電子自治体推進指針の中で「CIOを中心とする全庁的な推進体制の整備」について促進しているところである。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・情報システムの共同整備・運営に対する支援	(意見1) (1)複数の地方公共団体の重複投資を避けるため、マルチペイメントネットワークとの接続のための「地方公共団体共同利用センター」の構築を促すような措置を講じていただきたい。 ((社)全国地方銀行協会)、(日本マルチペイメント推進協議会・日本マルチペイメント運営機構)	・本計画において共同アウトソーシングを進めることにより、電子自治体構築に当たってのシステムの共同整備・共同運営を促進しているところである。
	・歳入事務の経費負担	(意見1) (1)地方公共団体のアウトソーシングの推進、既存業務見直しの一環として、既存の歳入事務委託について、地方公共団体が経費を負担するという考え方を国が明確化していただきたい。 ((社)全国地方銀行協会)	・当該委託契約は地方公共団体と指定金融機関との間の私人間契約であり、内容は基本的に当事者に委ねられるべき性質のものである。
	・地方公金の歳入事務等の統一化	(意見1) (1)地方公共団体が取り扱う個別手続の改善の一環として、地方自治法に基づく歳入事務等の範囲の明確化、事務手続の標準化、簡素化をしていただきたい。((社)全国地方銀行協会)	・本計画において、個別手続の業務手続の標準化・簡素化等オンライン化を図るうえで必要な実施方策を提示することとしている。
	・地方公共団体の歳入金の電子納付について	(意見1) (1)地方公共団体においても、歳入金のやりとりも電子決済できることが利用者の立場から重要なことであるので、税等の歳入金の電子納付について明確に記述すべき。(岐阜県、全国銀行協会、(社)全国地方銀行協会) そのために、強力な標準化を推進すべき。 (全国銀行協会、日本マルチペイメント推進協議会・日本マルチペイメント運営機構)	・地方税の納付を含む行政手続のオンライン化については、汎用受付システムの整備を促進するとともに、業務手続の標準化・簡素化等必要な実施方策を提示していくこととしている。
	・地上デジタル放送の活用	(意見1) (1)地上デジタル放送の活用を「4 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用」の推進においても明確に記述すべき。(岐阜県)	・ご意見を踏まえ以下の記述をⅢ. 4. (3)①イ) d) vi) に移動し、これに伴いⅣ. 3. (2)①ア) b) の当該部分を削除し、Ⅳ. 3. (2)①ア) c) 地上デジタル放送の利活用に関する研究(総務省)＜前掲 Ⅲ. 4. 行政の情報化及び公共分野における

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
			<u>情報通信技術の活用の推進イ) d) VI) >を設ける。</u> 「地上デジタル放送の利活用に関する研究（総務省） 地上デジタル放送の持つデータ放送や双方向機能を活かしたアクセシビリティの高い行政サービス提供システムの開発・実証を2004年度までに実施し、地方公共団体の情報提供サービス等への活用を促進する。」
	・電子申請等のインセンティブ導入	（意見1） （1）電子申請・届出」や「電子申告」などの「利用促進」のために、インセンティブ措置の導入を期待。（日本マルチペイメント推進協議会・日本マルチペイメント運営機構、情報通信ネットワーク産業協会、(社)電子情報技術産業協会、日本電気(株)、(社)日本経済団体連合会、全国銀行協会)	・IT化にあたっては業務効率の向上を図り、財政支出を抑制しつつ、サービスの向上を目指すこととしており、オンライン利用の手数料についても実費を適切に反映した額とするよう取り組んでいく。
	・地理情報システム（GIS）の推進	（意見1） （1）(3)①イ）電子自治体構築に向けた支援 a) 電子自治体構築に向けた共通基盤の整備」に、「v) 共通基盤としての共用空間データベースの整備」を追記する。	・政府としては地方公共団体に対して適切に情報提供して整備を促してまいりたい。
		（意見2） （1）(3)①イ）電子自治体構築に向けた支援 c) 地方公共団体における業務改革の促進」に、「ii) 統合型 GIS を利用した業務改革の推進」を追記する。	・GISの整備については、行政分野の合理化・効率化を目的の一つとして所要の施策を着実に実施することとしている。
	・業務改革に係る各種施策の実施時期の前倒し	（意見1） （1）申請・届出等手続の簡素化・合理化の徹底、「業務・システム最適化計画」の策定など、業務改革に係る各種施策の実施時期をできる限り前倒しされたい。 （(社)日本経済団体連合会）	・本計画は、今後、毎年度評価し必要な見直しを行っていくこととなるが、状況に応じ計画事項の前倒し等を行っていきたいと考えている。なお、取組に遅れが生じないよう、毎年度予算編成日程等を勘案して計画を見直す旨を明記した。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・費用削減効果の明示	(意見1) (1)IT導入において、費用の低減は最大のインセンティブの一つである。IT需要の喚起を図るためにも、できる限り費用削減効果を明示すべき。((社))電子情報技術産業協会、マイクロソフト(株))	・指摘の定量的な効果目標については、現時点でお示しすることは困難であるが、今後、計画に沿って、国民の利便性・サービスの向上、IT化に対応した業務改革を図りつつ、具体的な効果、成果を分かりやすく提示するよう努めてまいりたい。 なお、電子政府構築計画においては、各府省において、毎年度の概算要求時、遅くとも予算編成時までに、複数年度にわたる電子政府の主要施策の所要経費や効果を明示することとしているところ。
	・代替文字に対する周知	(意見1) (1)電子申請等において取扱字体が限られていることから代替文字を使用した場合に紙ベースの手続きと不整合が生じる。窓口で混乱が生じないよう担当官への周知啓発が必要である。(富山県)	・電子情報交換のための共通基盤となる文字情報データベースシステムを構築することとしており、地方公共団体に対して必要な情報提供等を行っていく。また、都道府県・市区町村を対象とした研修・啓発等の支援を引き続き実施することとしている。
	・個人情報の保護について	(意見1) (1)個人情報の保護についてはシステム設計の段階で考慮されるべきである	・電子政府構築計画においては、情報セキュリティに関する評価・認証を受けた製品等の利用の推進など、システム設計の段階を含めた情報セキュリティ対策の充実・強化を盛り込んでいるところ。
	・MacOs にも対応した電子政府の構築について	(意見1) (1)電子政府、特に手続きのオンラインはMacOs にも対応すべき。	・本計画案において、国民等利用者と行政との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用できる環境の整備を推進するとしている。
	・行政サービス推進の課題	(意見1) (1)文字コードの統一化や電子文書活用のための研究開発、利用環境整備における責任者の教育や随意計画の見直しや教員教育や外部講師の起用等の人材教育も考えるべきである。	・電子政府構築計画において、電子申請システムについて、技術動向を踏まえつつ多様なOSに対応できるように検討を進めることとしているところ。
	・走行支援システム及び安全運転支援システムの推進	(意見1) (1)「走行支援システムの技術について、研究開発を推進し、2003年を目途に実現を目指す。」とある。昨年度の実道実験で技術の実現は実証されたものと認識しているので、以下のとおり修文していただきたい。	・4 (3)②エ)b)の走行支援システムについては、研究開発による技術を用いて、2003年を目途に実現を目指すこととしている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		「走行支援システムの技術について、研究開発を推進し、2003年を目途に最初の実用システムの実現を目指す。」 ((社)電子情報技術産業協会) (意見2) (1)本案の表現は「走行システムの技術について、研究開発を推進し、2003年を目途に実現を目指す」となっており、研究開発の実現という印象を受ける。以下の点を考慮願いたい。 ・「走行支援システム」について技術の実現に留まらず実配備を早期に目指すこと (情報通信ネットワーク産業協会)	
	・ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)等の推進について	(意見1) (1)ETCの推進に当たっては、一層の渋滞緩和を図るため、渋滞多発区間にETC専用ゲート(スマートインターチェンジ)を設置した実証実験を行い、効果を確認願いたい。また、一般の利用者を拡大するため、現在の前払い割引や長距離割引等よりも分かりやすく、かつ有利なETC料金体系を導入いただきたい(一律20%程度の割引を要望する。) ((社)電子情報技術産業協会) (意見2) (1)ETCの普及促進策が展開され車載機の普及が進み始めた。今後更なる普及拡大を加速し、インフラ整備を推進するために、以下の点を考慮願いたい。 ・車載機を購入しやすい支援制度の継続と恒久的でシンプルな割引料金体系を構築 ・ETC車専用スマートインターチェンジの渋滞解消重点地域への実配備の推進 また、重点計画2002で提起している「概ね	・ETCを活用したインターチェンジについては、平成15年度中には、その導入に向けた検討を実施することとしている。 また、有料道路利用者の様々なニーズに対応するために、有料道路の料金制度のきめ細かい運用を実現するには、簡易に利用時間や利用経路を把握できるETCの活用が必要不可欠である。このようなETCの特性を活用し、多様で弾力的な料金設定を導入することが必要であると考えているところであり、有料道路の採算に与える影響や道路関係4公団の民営化後の料金のあり方についての検討を踏まえ、ETCを活用した料金施策について検討していく考えである。 ・平成15年6月18日より、主に有料道路の多頻度利用者を対象に、ETC車載器の購入等に係る費用の一部を支援する「ETCモニター・リース等支援制度」を実施している。今後、本施策によるETC車載器の市場動向、ETCの普及及び利用状況等の効果等を見極めつつ、さらなる普及促進を図っていく考えである。 また、有料道路利用者の様々なニーズに対応するために、有料道路の料金制度のきめ細かい運用を実現するには、簡易に利用時間や利用経路を把握できるETCの活用が必要不可欠である。このようなETCの特性を活用し、多様で弾力的な料金設定を導入す

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		4年後を目途に都市高速道路においてETCに限定した利用を目指す」(本案では削除)という視点での施策も再度検討願いたい。 (情報通信ネットワーク産業協会)	ることが必要であると考えているところであり、有料道路の採算に与える影響や道路関係4公団の民営化後の料金のあり方についての検討を踏まえ、ETCを活用した料金施策について検討していく考えである。 ETCを活用したインターチェンジについては、平成15年度中には、その導入に向けた検討を実施することとしている。 都市高速道路においてETCに限定した利用が実現すれば、多様で弾力的な料金体系の導入が可能となるほか、公団における管理コストの縮減が図られるなど、大きな効果が期待できる。一方、クレジットカードを所有できない人などETCを利用できない場合があることから、ETCに限定した利用に向けた課題の解決方法について引き続き検討していくものの、当面、ETCの普及及び利用の向上を図り、料金所渋滞の解消等を図っていくことが重要と考えている。
		(意見3) (1)DSRCはITSの普及発展のキーであるため、普及目標の明確な数値化やDSRC特区構想などの施策により、普及促進を強力に進めていただきたい。 (情報通信ネットワーク産業協会)	・官民連携の下、DSRC応用サービス普及のためのアクションプランを早期に策定するよう努めるとともに、このアクションプランを踏まえ、DSRC応用サービスの普及促進に努めてまいりたい。
		(意見4) (1)DSRC応用サービスの普及促進について、以下の点を考慮願いたい。 ・記述にある「アクションプラン」の早期具現化と官民の連携のもと、並行した実設備の推進 (情報通信ネットワーク産業協会)	
	・ITSの普及方策の強化	(意見1) (1)ITSスマートタウン(愛知県)を早期に全国展開する。そのための具体的な方策を2003年度中に提示すべきである。 ((社)日本経済団体連合会)	・ご指摘の点については、4(3)②エf)の「ITSの普及と更なる発展を目指すため、官民の連携・協調の下、ITSの普及方策について継続的な検討を進めていくとともに、我が国で開催される2004年のITS世界会議や2005年の愛・地球博等において、官民を挙げた世界最先端のITSを提示・実現する」

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(意見2) 2004年に開催されるITS世界会議に向け、e-Japan重点計画-2002に基づき提示されたITSの基本的内容（ITSスマートタウンショーケース）を具体化するための施策を展開すべきである。 ((社)日本経済団体連合会) (意見3) (1)96年に策定された「ITS推進に関する全体構想」を見直し、ITSの利活用および本格的な普及を目指して新全体構想を策定すべきである。 ((社)日本経済団体連合会) (意見4) (1)重点計画2003と比較すると、ITSの普及方策の重点時期が愛知万博まで（2005年）と明記されたことは評価できる。但し2005年以降のビジョンが不明確であり、以下の点を考慮願いたい。 ・万博後（2006年以降）に向けたITS普及の実モデルの早期確立 (情報通信ネットワーク産業協会)	との取組を推進していく中で検討すべきことと考えている。
	・公共分野における情報化の推進	(意見1) (1)緊急通報システムについても記述すべきである。 (情報通信ネットワーク産業協会)	・緊急通報システム（HELP）については、平成12年9月から民間事業者により全国を対象としたサービスが既に提供されているところである。
	・その他	(意見1) (1)交通事故死者ゼロ空間地区を選定し、要素技術に関する研究開発の成果を集中的・体系的に投入する。また、研究開発に必要な事故多発箇所および当該箇所での事故データを開示すべきである。	・「交通事故多発箇所および当該箇所での事故データを開示する」ことについては、国民の交通事故に関する知識の普及、交通事故防止に関する意識の啓発を目的として、国民が真に求める交通事故関連情報をインターネットを利用して、分かりやすい形で提供するための「交通事故統計情報提供等システム」（警察庁及び国土交通省作成）を構築し、同システムにおいて交通事故多発地点

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		((社)日本経済団体連合会)	及び当該箇所に関する情報を提供しているところである。 また、「交通事故死者ゼロ空間地区を選定し、要素技術に関する研究開発の成果を集中的・体系的に投入」することについては、「交通事故死者ゼロ空間地区」の内容が明確でないが、今後10年間で交通事故死者を更に半減させる政府目標もあることから、安全性が十分担保された施策であり、かつ、地域住民及び関係機関の理解・協力を得ることを前提に検討すべき課題と認識している。
	・GISについて	(意見1) (1)位置図などの地図も含めて電子申請したり、電子納品したりするためのシステム開発と運用実験、さらには法整備が必要である。	・本計画で推進することとしている「GIS アクションプログラム2002-2005」に基づき、申請・届出等における添付地図のうち、空間データ基盤を含む地図等の形式等GISの整備・普及の観点から必要な事項について検討を進めることとしており、GIS 関係省庁連絡会議の下にこれらを検討するワーキンググループを設置し、現在、各府省横断的な検討を行っているところ。なお、国土交通省において電子申請等に活用できるシステムの開発を進めているところであり、本年度末から省内での試験を行う予定。その後、各省横断的な活用の可能性について検討する予定である。
		(意見2) (1)統合型GISと連携して、台帳、住居表示番号等の各種行政情報のデジタル化を推進すべき。	・本計画で推進することとしている「GIS アクションプログラム2002-2005」において、GISの地方公共団体への普及のため、技術的な支援等の必要な支援を行うこととしている。
		(意見3) (1)GISを普及させるため、小中学校教育において共用空間データを活用すべき。	・本計画で推進することとしている「GIS アクションプログラム2002-2005」に基づき、2002年度より教育分野等における基本的なGISアプリケーションの一般提供を開始しているところ。また、2005年度を目標に整備・充実を進めている教育情報ナショナルセンターにおいて、教育用GISソフトを広く紹介するなど、GISを活用した教育及び学習の振興を図ることとしている。
		(意見4) (1)「統合型GISに関するマニュアルの施作成」を「統合型GISの整備」と修正すべき。(国土空間データ基盤推進協議会)	・本計画は、「民を主役に官が支援する」との原則に従い、政府が行うべき施策を盛り込んでいるところであり、地方公共団体への統合型GISの普及を図るため、政府は導入・運用に関するマニュアルを作成することとしている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・防災分野の情報化について	(意見1) (1)防災情報システム整備の更なる高度化にあたっては、高仰角の性格を活かした準天頂衛星の活用をお願いしたい。((社)電子情報技術産業協会) (意見2) (1)地域衛星防災情報通信ネットワークの第二世代化や消防緊急無線のデジタル化が記載されているが、今後のデータ通信の変化を想定し、防災行政無線ネットワークについても、そのIP化を研究推進頂きたい。((社)電子情報技術産業協会)	・本計画において、総合防災情報システムを整備することとしております。今後の具体的な施策については、ご指摘の点を含め、緊急性や重要性等を考慮して検討を行いたい。 ・本計画において、消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化を推進することとしております。今後の具体的な施策については、ご指摘の点を含め、緊急性や重要性等を考慮して検討を行いたい。なお、地域衛星通信ネットワークについては、第二世代化によって、IP型の高速データ伝送が可能となる。
【Ⅲ. 5】高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保	・民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発	(意見1) (1)無線LANセキュリティに関する記述をすべき。無線LANアクセスポイントに対する第三者からの侵入という危険性について記述すべき。	・今後の利用者が増加することが見込まれる無線LANのセキュリティ対策が必要と考えている。従って無線LANをはじめとする情報通信ネットワークのセキュリティに関して、国民一般に向けた情報セキュリティに関する周知・啓発活動を一層推進してまいりたい。また、第三者からの侵入に限らず、情報セキュリティ対策を図っていく必要があることから、当該部分については、現行どおりの記述としたい。
	・情報セキュリティに係る研究開発	(意見1) (1)オープンソースソフトウェアに対する評価・検討においては、一時的な評価ではなく、セキュリティ標準の調達基準への活用推進など、継続的に安全な製品を普及させるための施策を幅広く検討すべき。 (マイクロソフト(株))	・ご指摘のとおり、一時的な評価ではなく、継続的に安全な製品を普及させるための施策について検討してまいりたい。
	・政府の情報セキュリティ確保	(意見1) (1)政府機関を設け、ネットワークセキュリティを自ら発見する体制が必要である。	・政府で調達する情報システムについて、その安全性・信頼性について評価することは有効であり、専門的な監査の実施及び情報セキュリティ基盤等の整備など、電子政府の情報セキュリティ確保のための体制のあり方について検討を行うこととしている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(意見2) (1)電子自治体の構築・運用にあたっては、情報セキュリティ関連の責任者の配置も要望する。(電子情報技術産業協会)	・電子自治体の構築・運用にあたっては、情報セキュリティの責任体制の明確化を要請していくとともに、これに対応していく人材を育成するため、都道府県・市区町村を対象とした高度情報セキュリティ研修等を実施してまいりたい。
	・情報セキュリティに係る制度・基盤の整備	(意見1) (1)サイバー犯罪条約の批准および批准に向けた法整備に反対する。	・サイバー犯罪は、容易に国境を越えて犯され得るという特色を有し、一国を基点とした犯罪が他国にも重大な影響を及ぼすものであることから、国際的に協調した対策が求められているところ、欧州評議会によりサイバー犯罪に関する条約が起草され、平成13年11月23日、我が国もこれに署名を行った。同条約は、世界初のコンピュータ犯罪対策条約であり、G7諸国はもとより、ヨーロッパ諸国の大多数が署名するなど、事実上のグローバルスタンダードとなっており、我が国としても、その締結に向けた法整備を行うことが必要である。
IV. 横断的な課題			
【IV.1】研究開発の推進	・研究開発の推進について	(意見1) (1)日本の地域性・社会性に合ったFTTH、無線LAN等のインフラ整備を推進すべきであり、そのための研究開発を推進すべき。(日本電気(株))	・「IV.1.(2)①我が国が世界に誇れる強い技術の推進」において記述しているモバイル技術、無線インターネット、光、デバイス、情報家電、ロボットなど我が国が世界に誇れる強い技術の研究開発の一層に推進に、ご指摘に内容は含まれると考えている。
	・研究開発における予算の考え方について	(意見1) (1)研究投資の増額や人材育成と同時に、国が行う研究開発の仕組み、法制度も時代に即し、より合理的なものにすることが不可欠であり、「研究開発システムの改革」については、競争的な研究開発環境の整備と効果的・効率的な資源配分のため、次の点を考慮願いたい。 ・省庁横断的な研究開発予算やプロジェクトを統合、整理する組織の創設。(米国のOSTP、NSICに対応するもの) ・迅速なプロジェクト運営や他プロジェクトとの連携を図るため、省庁側にプロジェクトマネ	・省庁横断的な研究開発予算やプロジェクトを統合、整理する組織の創設とのご指摘であるが、総合科学技術会議との連携のもとIT戦略本部等で総合的な調整を行っている。なお、本計画においてIT戦略本部による主導体制の確立を掲げ、科学技術の戦略的開発についても総合科学技術会議等と緊密に協力していくことをうたっている。 ・「複数年会計制度」を導入すべきとのご指摘であるが、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、翌年度において使用することができないという原則があるものの、予算の複数年にわたる柔軟な執行を行うために、国庫債務負担行為や繰越制度が設けられており、現実にも相当程度活用されているところ。 ・「予算合算制度」を導入すべきとのご指摘であるが、研究のテ

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		ージャー (PM) を置く制度の充実・強化。 ・最大の研究成果を得るための会計制度の導入。 (「複数年会計制度」の導入、「予算合算制度」の導入、「民間会計原則の政府契約への適用と柔軟な運用」) ・研究開発の成果が効果的に実用化し、マーケット拡大に繋がるよう、米国における研究開発の仕組み等を参考に制度改革を推進すること。 (情報通信ネットワーク産業協会)	ーマが類似するものを統合するなどの取扱いについては、原則として予算執行官庁の判断により適切に対応できるものと考えている。 ・民間会計原則の政府契約への適用については、それがどのような制度についてのご指摘であるか具体的内容は定かではないが、政府の行う契約においては、予算執行官庁において、公正及び厳正な運用の確保と予算の効率的執行に配慮し、適切な運用がなされるべきものと考えている。
	・科学技術振興の立場に立った高度利用技術の開発について	(意見1) (1)「我が国が世界に誇れる強い技術の推進」について、世界最先端の IT 国家を目指すにおいては、「我が国が世界に誇れる強い技術の推進」と共に、「世界最先端の技術開発」を国が先導的に取り組むことが必要であり、以下を提案する。 ・90 年代初頭における米国連邦政府の高度利用技術開発政策「Grand Challenge」の様な「科学技術振興」の立場に立った「高度利用技術の開発」を「国民的利用の拡大」と両輪で行うこと。 (情報通信ネットワーク産業協会)	・研究開発に関しては、総合科学技術会議と連携して推進して参りたい。
	・第4世代移動通信システム実現のための研究開発について	(意見1) (1)第4世代移動通信システムの技術開発において、市場環境についても考慮の上、欧米やアジア諸国との共同歩調を確保しつつ国際的な整合性の確保をお願いしたい。(ジェイフォン(株)) (2)「第4世代移動通信システム実現のための研究開発」について、次の世代の携帯電話技術である「4G モバイル」については、我が国が標準化・IPR 等でイニシアティブを取り、グローバルに事業展開することが必要であり、本項で	・「IV.1.(2)①ア a) 第4世代移動通信システムの実現のための研究開発」の通り着実に推進して参りたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		書かれている、「世界をリードする技術開発の推進」と「国際標準化において我が国が大きく貢献する」ことについて、積極的な施策展開を望む。(情報通信ネットワーク産業協会)	
	・光技術の研究開発について	(意見1) (1)開発推進事項にはアクセス回線の大容量化やオープン化に関する機能充実等も含めるべき。(KDDI(株))	・「IV.(2)①ウa) フォトニックネットワーク技術の開発推進」として、フォトニックネットワークの要素技術の研究開発を推進しているところ。頂いたご意見については、今後の施策の推進において参考にさせて頂く。
	・ネットワークロボットの実現に向けた情報通信技術の研究開発について	(意見1) (1)IT の利活用に資するロボットの研究開発においては、総務省において、2008 年までにネットワークロボットの実現に向けた情報通信技術の研究開発を掲げているが、国際的な市場を視野にその着実な推進をお願いしたい。((社)電子情報技術産業協会)	・ご意見を踏まえ着実に推進して参りたい。
		(意見2) (1)ユビキタスネットワークを活用した実用的で廉価で広く普及が見込める民生用ロボットのビジネス・教育・家事・介護・医療・セキュリティ・防衛(軍事)への利用を推進すべき。	・「IV.1.(2)①カ) ネットワークロボットの実現に向けた情報通信技術の研究開発」において、「ユビキタスネットワーク技術とロボットが融合したネットワークロボットの実現に向けて、必要な情報通信技術の研究開発を行い、2008 年度までに必要な要素技術を確立する」としており、ご指摘の点を踏まえ検討を進めて参りたい。
	・インターネットの超高速化技術の開発及びテストベッドネットワークの整備について	(意見1) (1)次世代の研究開発用ネットワークを構築し、プロバイダ、ベンダーのみならずユーザーが参加できる仕組みを整え、技術開発から実証、評価から技術開発といったサイクルで技術を磨くなどにより、ユーザーの普及啓蒙、ニーズの掘り起こしを行うことが重要である。((社)電子情報技術産業協会)	・「IV.1.(2)③イ) テストベッドネットワークの整備」において、「次世代の超高速・高機能な研究開発・標準化を促進するため、全国の主要研究拠点を結ぶ次世代の超高速、高機能な研究開発テストベッドネットワークを 2005 年度までに整備する」としている。
	・ユビキタスネットワークに関連した研究開発について	(意見1) (1)異種ネットワーク間の連携を可能にする次世代移動体通信アーキテクチャ、およびそこで	・次世代の移動通信としては、「IV.1.(2)①アa)」のとおり、第4世代移動通信システムの研究開発を進めているところであるが、ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきたい。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		利用されるデュアルモード端末の研究を推進すべき。(日本電気(株))	
		(意見2) (1)ユビキタスシステムの実現のために、 ・センサネットワークとその連携技術 ・コンテキスト利用技術 ・マルチモーダル適応型ユーザーインターフェース技術の研究を推進すべきである。(日本電気(株))	・「IV.1. (2) ④ユビキタスネットワークに関連した研究開発」の通り、研究開発を進めているところであるが、ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきたい。
	・情報家電に関するヒューマンインターフェースの研究開発について	(意見1) (1)「2003 年度中の実証実験」が示されているが、2003 年度中に限定することなく、2005 年まで継続して研究開発することを要望する。((社)電子情報技術産業協会)	・当面の目標として、2003 年度中に実証実験を行うこととしている。
	・研究開発を一層成果のあるものとするための方策について	(意見1) (1)世界的な IT 不況の中、企業の研究開発は事業化に結びつきやすい分野に偏りがちであるが、我が国が世界をリードできる分野については、リードをさらに広げるよう、産学官連携のもとに、技術開発と標準化を両輪として強力に推進して頂きたい。((社)電子情報技術産業協会)	・「IV.1. (2) ⑧研究開発を一層成果のあるものとするための方策」において、「研究開発に当たっては産学官連携を図るとともに、研究成果の社会移転及び国際標準化を推進する」としている。
		(意見2) (1)知的基盤として確立された計量標準を通信ネットワークにより供給し、遠隔校正する研究開発プロジェクト「計量器校正情報システムの研究開発」が進められている。この成果を国際的に普及し、国際化された日本の産業や学術の基盤を強化する必要がある。((社)電子情報技術産業協会)	・情報通信分野での研究開発の成果が計量など他分野で活用されることを期待する。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・家庭内の電力線の高速通信への活用について	(意見1) (1)「e-Japan 戦略II」で示された「宅内での無線と電力線のネットワーク環境の実現を可能とする先端的かつ実証的な研究開発」を推進して頂きたい。(関西電力(株)、高速電力線通信推進協議会、ラインコム(株))	・「II.3.(2)①エ)家庭内の電力線の高速通信への活用」において、「無線通信や放送等への影響について実用上の問題の有無をできるだけ早期に検証するため、2003 年度中に電力線搬送通信に係る線路や設備等の条件について検討し、その結果を踏まえ、無線通信に影響を与えない方法で漏洩電波提言技術に関する実験を実施できるように措置する」としている。
【IV.2】ITを軸とした新たな国際関係の展開	・インターネット ITS の普及促進について	(意見1) (1)世界の最先端を行く我が国のインターネット ITS をグローバルに普及させるためのアジアを拠点とした戦略的取り組みを行うべき(情報通信ネットワーク産業協会)	・ITSの国際展開については、ITS関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、III4(3)②エ)e)においてITS技術の国際標準化を推進しているところ。
	・WTO 新ラウンドについて	(意見1) (1)WTO 新ラウンドにおいてデジタルコンテンツの電子商取引に対する関税不賦課の恒久化、ITA への参加国および対象品目の拡大、IT・電子商取引関連分野の全面的な自由化を主張していく必要がある。 ((社)日本経済団体連合会 同旨1件)	・デジタルコンテンツ等電子商取引に関する関税不賦課の恒久化への方針決定は、技術上、コスト上の諸問題の解決を見極めつつ、また流通経路による貿易歪曲効果を発生させることのないよう留意しつつ決定していくべき。ITA への参加国・対象品目の拡大は積極的に主張していきたいが、IT・電子商取引関連分野の自由化は、各方面の基盤整備(知的財産権や消費者の保護等を含む)を進めることが前提となるものであり、今後はまず、コストを含め、バランスのとれた作業計画の推進を継続し、検討を深めることが重要と考える。
	・コンテンツ発信促進のための言語翻訳整備について	(意見1) (1)日本語の壁により一般レベルの海外発信がなかなか進まないことに鑑み、各国語への翻訳(自動翻訳も含め)を重点施策として取り上げ、我が国の文化発信の円滑化を図るべき(同旨 (社)電子情報技術産業協会)	・ご指摘の内容については、アジア・ブロードバンド計画のII.(III).2. デジタルコンテンツの流通促進にて含意されているところ。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・知的財産権保護体制強化活動への対応について	(意見1) (1)世界的な知的財産権保護体制強化活動の流れの中で、アジア内でリーダーシップをとることを求める。 ① アジア内だけでなく世界規模での取締機関及び国際的な権利者団体との協調体制が必要 ② 日本はアジア内でリーダーシップをとることが求められる。 (マイクロソフト(株))	・同意見を踏まえ、以下の通り修文する。 「2004 年度までに、インターネットを利用した知的財産権侵害事犯に関して、<u>世界規模での連携の下、アジア諸国を始めとする各国取締機関との情報交換、権利者団体等と連携した広報・啓発活動、装備資機材の増強等、アジアの主要先進国として、知的財産権保護に十分な体制の強化を行う。</u>」
	・放送コンテンツの海外視聴促進のための権利処理・保護について	(意見1) (1)第19回IT戦略本部(資料14)において、出井会長が指摘した以下の3点は重要である。これらについて、重点計画において明確な記述をするべき。 ①II章「知」：専門職の遠隔教育) ②III章「国際」：日本のコンテンツの海外での視聴) ③III章「国際」：学位の国際通用性) (米国UCバークレイ)	・著作権保護に関する制度の脆弱なアジア諸国に対しては、二国間または国際的な枠組みで著作権保護が正しく行われるようIV(2)③の各施策を策定し明示しているところであるが、戦略との明確な関連を記述すべく、下記により修文する。 IV.2(2)③コンテンツ国際流通の積極的推進 コンテンツの円滑な国際的流通を確保するためのルール作りを行うとともに、コンテンツにかかる知的財産権の適正な確保等を推進する。<u>これにより、世界の主要都市において、放送番組を含む最新の日本のコンテンツを、放送、ケーブルテレビ、インターネット等様々な手段を介して、特に速報性が求められるものは、できる限りリアルタイムで視聴可能化するなど、コンテンツの積極利用を促進していく。</u>
	・国際戦略における公的資金の積極活用について	(意見1) (1)「ITを軸にした新たな国際関係の展開」を実施するために、非ODA及びODAなどの公的資金を活用すべき。	・ご指摘の点については、アジアITイニシアティブ、及びアジア・ブロードバンド計画推進において必要に応じて活用していくが、まず資金ありきではなく、優良な協力案件の醸成が第一であるとする。上記施策を推進するにあたっては、民間資金も考慮しながら、最適なファイナンスを考えていくべきものとする。
	・産官学の連携強化について	(意見1) (1)国際的な産官学の戦略的連携を重視すべき	・ご指摘の点はIV.(2)⑥などの施策推進、アジアITイニシアティブ、アジア・ブロードバンド計画の推進において十分考慮することとする。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
	・アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発について	(意見2) (1)「アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発」にあたっては、アジアの途上国のルール・リモート地域の情報通信インフラ整備を視野に入れた共同研究とすべき。	・「アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発」は、島嶼部を多く含むアジアの途上国のインフラ整備において有効な手段と思われる。ご指摘については十分配慮しているものである。
	・IT政策・制度支援ネットワークの活用について	(意見3) (1)国際コラボレーションを強化するために、IT政策・制度支援ネットワークの活用を強化すべき。オンラインディスカッションは勿論のこと、IT関連プロジェクトの成功例のデータベース構築し情報共有の場を進めるなど機能・質的強化を図るべき。	・ご指摘を受け、IV2(2)⑦を下記により修文する。 「2002年5月運用開始した同ネットワークを用い、2004年度までに国際的デジタル・ディバイドに関する情報提供、IT専門家グループと途上国のIT政策担当者とのオンラインディスカッション、 <u>IT関連プロジェクトの共有</u> をウェブサイト上で実施する。」
【IV.3】デジタル・ディバイドの是正	・年齢・身体的な条件の克服について	(意見1) (1)障害者・高齢者に対し、アクセシビリティを考慮した情報関連機器を購入する際の減税等インセンティブ付与を考慮願いたい。(情報通信ネットワーク産業協会) (2)バリアフリー化された接続機器やソフトウェアは全ての国民に恩恵が及ぶものであるため、「安価で」「簡易な装置」などの文言を入れるべき。	(1)障害者・高齢者のアクセシビリティ向上については、電子政府におけるアクセシビリティ確保支援や、情報通信関連機器の開発支援等の施策を講ずることとしており、今後も必要に応じて障害者・高齢者へのインセンティブ付与のための具体的措置を実施していきたい。 (2)バリアフリー化に対応した情報通信機器やソフトウェアについては、P127(2)④イ)においても「複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが安心して容易に安全に情報通信を利用できる環境を実現する」ものと記載している。
		(意見2) (1)老人、非健常者に対するユニバーサルデザイン機器、ソフトの開発・支援、実用化支援を施策として推進するべき。(これに配慮した機器やソフトは健常者にとっても使い易い物である等)(住宅情報化推進協議会) (2)電子政府、電子社会を目指すいまの日本に喫緊に必要なものは、万民が抵抗無く、即日使いこなせるマン・マシン・インターフェース＝キーボードではないか。日本人なら誰でも即日使える50音式で簡便なインプット手段が必要。	(1)ご指摘の点については、重点計画2003において、高齢者や障害者、子ども等に慮した情報通信関連機器・システム等の開発を推進しているところである。 (2)50音式キーボード等、簡便なインプット手段として適切なインターフェースについては、原則として市場原理に委ねられるべきである。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(意見3) (1)障害者・高齢者・子どもに加え、日本語に堪能でない外国人にも「ディバイド」が存在すると考えることが適切であり、アジア IT イニシアティブの推進等の新たな国際関係を展開する観点から、音声認識や多言語処理技術を活用したコミュニケーションサービスを検討願いたい。((社)電子情報技術産業協会)	・重点計画 2003 において、誰もが安心・安全に情報通信を利用できる環境を実現するためのネットワーク・ヒューマン・インターフェースについての総合的な研究開発の推進を位置づけており、その一環として、ネットワークと連携した携帯型の多言語音声翻訳システム等の研究開発を推進することとしている。
		(意見4) (1)「(2)-②-ア)障害者、高齢者等の安全で円滑な移動を支援するシステムの研究 開発・導入及び標準仕様策定」については、未だ社会実験後の実配備への道筋が見えない のが現状である。高齢社会に向けての新たな歩行者 ITS の展開についての技術及び事業展開両面の具体的ロードマップが必要であり、総合的な推進計画を検討すべきと考える。(情報通信ネットワーク産業協会) (2)「(2)-②-ア)障害者、高齢者等の安全で円滑な移動を支援するシステムの研究 開発・導入及び標準仕様策定」について、歩行者のための高度道路交通システム (ITS) の研究開発は、今まで国土交通省の国土総合政策研究所などで積極的に進められてきており、今後は実用化段階と考えるので、「歩行者のための高度道路交通システム (ITS) の研究開発及び実用化を推進するとともに」として頂きたい。((社)電子情報技術産業協会) (3)鉄道、港湾、空港、街路、交通結節点等の公共性の高い分野に移動制約者を含むすべての人々が、シームレスに自立移動できる社会システムの構築を行うことを期待する。ハード面(段	(1)具体的ロードマップに関しては、障害者、高齢者等の安全で円滑な移動を支援するシステムの今後の進め方について、関係省庁が民間事業者と連携し検討を進めているところ。 (2)国土交通省が推進する歩行者のための高度道路交通システム (ITS) については、社会実験等により実用化に向けた研究開発を推進しているところであり、まだ実用化段階ではないと認識している。 (3) (2)-②-ア)「障害者、高齢者等の安全で円滑な移動を支援するシステム」は、公共空間のバリアフリー化において情報面でのサポートを実現するものと認識しており、このシステムの研究開発・導入及び標準仕様策定のため鋭意取り組んでいるところで

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		差解消、エレベータ、エスカレータなど)の改善は進んでいるが、情報面でのサポートは、ハード面に比べ進んでいない現状。交通バリアフリー法の改正、また、交通事業者への予算措置、税制優遇のみならず、バリアフリー関連施設(情報系含む)整備事業者への諸施策を講じていただくことを希望する。(日本電気(株))	ある。
		(意見4) (1)機械慣れしていない高齢者、主婦層等、子供、に対するIT利用、活用教育を施策として推進すべき。(住宅情報化推進協議会)	・高齢者や障害者を含め全ての人々のIT利活用を推進するため、重点計画P62(2)-②-ア)の各種施策やP63イ)-a)において、障害者のためのパソコンボランティアの派遣や、地域住民のIT利用のサポートなどの施策を推進している。
	・その他	(意見1) (1)IV-3-(3)「低所得世帯への支援」(低所得世帯へのIT装備導入・維持費の負担困難者への支援、教育の推進)を追加すべき。(住宅情報化推進協議会)	・全ての人々のIT利用機会の確保のため、P62(3)-②-イ)において、「図書館等公共施設におけるIT環境の充実など全ての人々が自発的にITを利用し、ITを活用した学習ができる環境を整備する」と記載しているところである。
		(意見2) (1)IV-3-(4)「既存集合住宅のIT化」(既存集合住宅権利関係に起因するIT導入困難世帯の支援)を追加すべき。(住宅情報化推進協議会)	・IT導入困難世帯への支援施策については、これまでのe-Japan重点計画に基づき、「インターネットアクセスの円滑化にむけた共同住宅情報化標準」の策定等、住宅における情報通信基盤を整備するための各種方策を実施しているところ。
		(意見3) (1)ITの発達によって世界中に情報の発信が可能な現状になっても、多くの国民は「言葉の壁」により世界から隔離れ、それによる日本の「情報格差」は、大きな問題となる。こうした課題を解決するため、市民と外国人留学生の連携による相互理解を増進するとともに、安くてクオリティーの高い翻訳を産学官民に提供する「日本語コンテンツ多言語化プロジェクト」を進めて参りたい。(特定非営利活動法人0563.netNPO)	・「言葉の壁」への対応については、P127「(2)④イ)ネットワーク・ヒューマンインターフェース技術の研究開発」の中で「ネットワークと連携した携帯型の多言語音声翻訳システム」の研究開発を推進するとしているところであるが、当施策が、貴法人の取り組みの一助となることを期待する。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
【IV. 4】社会 経済構造の変 化に伴う新た な課題への対 応	・テレワーク・SOHO の導入促進	(意見1) (1)「③エ」SOHO コーディネーターの育成支援」について、SOHO 等の中小事業者の育成及び起業家育成には、高度な専門教育のほかにも地域の持つ「知」を共有する仕組みづくりが必要であるとする。IT を活用した地域の教育基盤を構築し、地域の人材による地域の知の共有によってコミュニティ・ビジネス起業を支援するといった取り組みが効果的。((社)電子情報技術産業協会)	・ご指摘の事項については SOHO 育成支援のために有効と考えられるものであるところ、官と民および中央政府と地方自治体との役割分担も踏まえつつ、今後の施策検討に当たっての参考とさせていただきます。
	・IT 職業能力の開発について	(意見1) (1)IT 関連の人材が不足といわれているのに、ネットワーク等の IT 関連の職業訓練が私の住む地域では、まったくないように思える。もっとネットワーク等の IT 関連の職業訓練の拡充をしていただきたい。	・IT 分野の能力開発を推進するための取り組みについては、重点計画 P60 (3)-①-イ) - a) において、離職者を対象に専門学校等民間教育訓練機関の機能を活用した、IT 活用能力習得に資する公共職業訓練の実施を含め、在職者及び離職者を対象とした自習用端末ソフトウェアを活用した IT 化に対応した自発的職業能力習得の機会の提供を実施しているところである。
【IV. 5】国民 の理解を深め るための措置	・国民の理解を深めるための措置として必要な施策	(意見1) (1)IT 利活用拡大のためには、国民に IT 化の必要性和 IT 利用によって個々の国民にどのような便益がもたらされるのかをきちんと説明するとともに、IT 利用における安全性等に関する不安を解消していくことが必要。本項において以下の取り組みの推進を要望。 ・国民の IT 利用における安全性等に関する不安を解消するため、職員に対する教育、システムの安全性、リスクマネジメント等に対する説明を繰り返し行い、国民の不安を軽減すること。 (情報通信ネットワーク産業協会)	・情報セキュリティ教育をはじめとする情報セキュリティ対策の実施は、「元気・安心・感動・便利」社会の基盤となる情報セキュリティの確保を実現し、安心してインターネット等を利活用できる環境を構築する上で不可欠と考えており、重点計画 2003 においても、情報セキュリティの普及啓発活動の一環として、不正アクセス、違法・有害な情報の流通その他の不正行為といった IT の影の部分に対処するための様々な対策を推進することとしている。

分野	論点	意見内容	意見に対する考え方
		(意見2) (1)国民の理解を深めるための一つの考え方として、愛知万博の活用があると思います。2005年のIT戦略の目標と、万博の開催年は同じタイミングで、世界の人が瀬戸地域に集まる万博はまたとない機会だと思います。実用化が近い技術だけでなく、未来的なITと環境の融合技術の展示による世界へのコンセプト提示を期待します。	・ご指摘を踏まえ、以下を挿入する。 <u>「このような取り組みの一環として、2005年開催予定の「愛・地球博」において、ITの実用を促進するため、ブロードバンド時代、ユビキタスネットワーク時代に対応したインターネット技術、携帯情報端末技術、映像情報技術（バーチャル・リアリティを含む）をはじめとした情報関連技術の実用化や最先端技術の実験を行なう。」</u>
		(意見3) (1)CIO連絡会議などを経て、政府関係業務のITによる効率化を推進したことを詳らかにすることで、IT導入の効用とIT最先端国家を目指す意志を内外に示すことができる。これも国民の理解を深める重要なテーマと考えられる。 ((社)電子情報技術産業協会)	・今後もCIO連絡会議等において、IT導入による政府業務の効率化状況を把握、分析、評価するとともに、その結果を適切な手段により国民にわかりやすい形で提示することにより、IT利活用社会への国民の理解増進を図ることとしたい。
		(意見4) (1)生活、住宅で出来ることは何か。国民が欲しくなるようなIT利用イメージの啓蒙方法について具体的提案が必要と考える。(住宅情報化推進協議会)	・生活空間におけるIT利活用の推進や世界最先端のIT国家イメージの国民への提示については、今後の政府の重点広報テーマとして位置づけており、様々な広報活動を一層充実させていくこととしている。 なお、このような取り組みの具体的事例として2005年に愛知万博が予定されており、世界最先端のIT国家の具体像を国内のみならず世界に向けて提示する機会と考えている。(意見2参照)
その他			
	・健康保険証について	(意見1) (1)健康保険証を家族一枚ではなく、1人一枚にして欲しい。	・平成13年4月に健康保険法施行規則等を一部改正する省令が施行され、各保険者は、従来世帯単位で配布されていた健康保険被保険者証をカード化し、個人カードとして配布できることとなっている。